

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月19日
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 田中 慎一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【事務連絡者氏名】	商品開発部長 三木谷 正直 連絡場所 東京都港区三田三丁目 5 番27号
【電話番号】	03-5232-7700
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	新興国ハイイールド債券ファンド 円コース 新興国ハイイールド債券ファンド 豪ドルコース 新興国ハイイールド債券ファンド 新興国資源通貨コース
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各投資信託につき上限2,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

新興国ハイイールド債券ファンド 円コース
 新興国ハイイールド債券ファンド 豪ドルコース
 新興国ハイイールド債券ファンド 新興国資源通貨コース

（以下、上記の投資信託を総称して「新興国ハイイールド債券ファンド」、各々の投資信託を「ファンド」、また、新興国ハイイールド債券ファンド 円コースを「円コース」、新興国ハイイールド債券ファンド 豪ドルコースを「豪ドルコース」、新興国ハイイールド債券ファンド 新興国資源通貨コースを「新興国資源通貨コース」ということがあります。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるみずほ投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、各ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンド2,000億円を上限とします。

上記の発行（売出）価額の総額の上限額に関わらず、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断した場合には、取得申込みの受付を中止することがあります。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

(5) 【申込手数料】

申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める率（以下「手数料率」といいます。）を乗じて得た額とし、平成25年12月19日現在における手数料率の上限は3.15%（税抜3%）です。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額（5%、以下「消費税等相当額」といいます。）が課せられます。

消費税率が8%になった場合は、上限3.24%（税抜3%）となります。

申込手数料については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

「分配金再投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

販売会社で支払いを受けた償還金をもって、各ファンドの受益権の取得申込みをする場合、販売会社によっては取得申込口数のうち当該償還金額の範囲内で取得する口数についての申込手数料を上記に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます（「償還乗換優遇処置」といいます。）。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

各ファンド間の乗換え（以下「スイッチング」といいます。）の場合、販売会社によっては申込手数料を別に定めることがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、スイッチングについては、「(12)その他」の項をご覧ください。

(6) 【申込単位】

申込単位は販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。

申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(注) 「分配金再投資コース」を選択されたお申込者は、収益分配金の再投資に際し、1口の整数倍をもって取得することができます。

(7) 【申込期間】

平成25年12月20日から平成26年6月19日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

各ファンドの申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

販売会社によっては新興国ハイイールド債券ファンドを構成するいずれかのファンドを取扱っていない場合があります。詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。

(9) 【払込期日】

取得申込代金は、販売会社が指定する期日までに販売会社にお支払いいただきます。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、みずほ投信投資顧問株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、みずほ信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(11) 【振替機関に関する事項】

各ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。
株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

投資信託振替制度における振替受益権について

各ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

スイッチングについて

「新興国ハイイールド債券ファンド」を構成する各ファンド間で、販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位でスイッチングができます。

スイッチングとは、「新興国ハイイールド債券ファンド」を構成するいずれかのファンドを換金（解約請求）すると同時に「新興国ハイイールド債券ファンド」を構成する他のファンドの取得申込みを行う取引をいい、ファンドの換金代金がそのまま取得申込代金に充当されます。

販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、スイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合、スイッチングの申込単位等を別に定める場合、スイッチングの際に「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」間の変更を受け付けない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

スイッチングの際には、解約請求時と同様の費用および税金（課税対象者の場合）がかかりますのでご注意ください。また、申込手数料は、販売会社が別に定めます。

・換金の際には信託財産留保額（解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%）が差し引かれます。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

各ファンドは、投資信託を通じて実質的な投資対象へ投資するファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行い、安定した収益の確保と信託財産の成長を目指します。なお、各ファンドは、それぞれ主として為替取引により異なる為替変動の影響を受ける円建ての外国投資信託「エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」（米ドル建ての新興国¹の高利回り事業債²を主要投資対象とします。）各クラス受益証券および円建ての国内籍の投資信託「MHAM短期金融資産マザーファンド」（わが国の短期公社債および短期金融商品を主要投資対象とします。）受益証券に投資を行います。

- 1 新興国とは、アメリカ、西欧諸国、日本などの先進国に対して、中南米、東南アジア、東欧諸国、中国、インド、ロシアなど、経済の成長が初期～中期段階にあり、今後、高い経済成長が期待される国・地域をいいます。
- 2 高利回り事業債を以下「ハイイールド社債」といいます。

<ファンドの特色>

1. 米ドル建ての新興国ハイイールド社債を実質的な主要投資対象とします。
2. 主要投資対象とする外国投資信託において行う為替取引が異なる、3本のファンドから構成されています。
3. 毎月19日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に収益分配を行うことを目指します。
4. レッグ・メイソン・グループが実質的な運用を行います。

各ファンドにおける「エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」各クラス受益証券への運用指図に関する権限を、レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社に委託します。

「エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」の運用は、ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーが行います。

「エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」は、米ドル建ての新興国ハイイールド社債を主要投資対象としますが、当該ファンドの純資産総額の30%を上限に、米ドル建ての新興国ソブリン債（投資適格ソブリン債、ハイイールドソブリン債）および新興国投資適格社債に投資を行う場合があります。

各ファンドでは、ハイイールド社債とハイイールドソブリン債をハイイールド債券といたします。

* 「MHAM短期金融資産マザーファンド」の運用は、みずほ投信投資顧問株式会社が行います。

[レッグ・メイソン・グループの運用会社について]

レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

- ・米国大手資産運用持ち株会社であるレッグ・メイソン・インク傘下の資産運用会社（東京）です。
- ・国内の多様な顧客向けに、世界の優れた運用商品を提供しています。

以下「レッグ・メイソン・アセット・マネジメント」または「投資顧問会社」ということがあります。

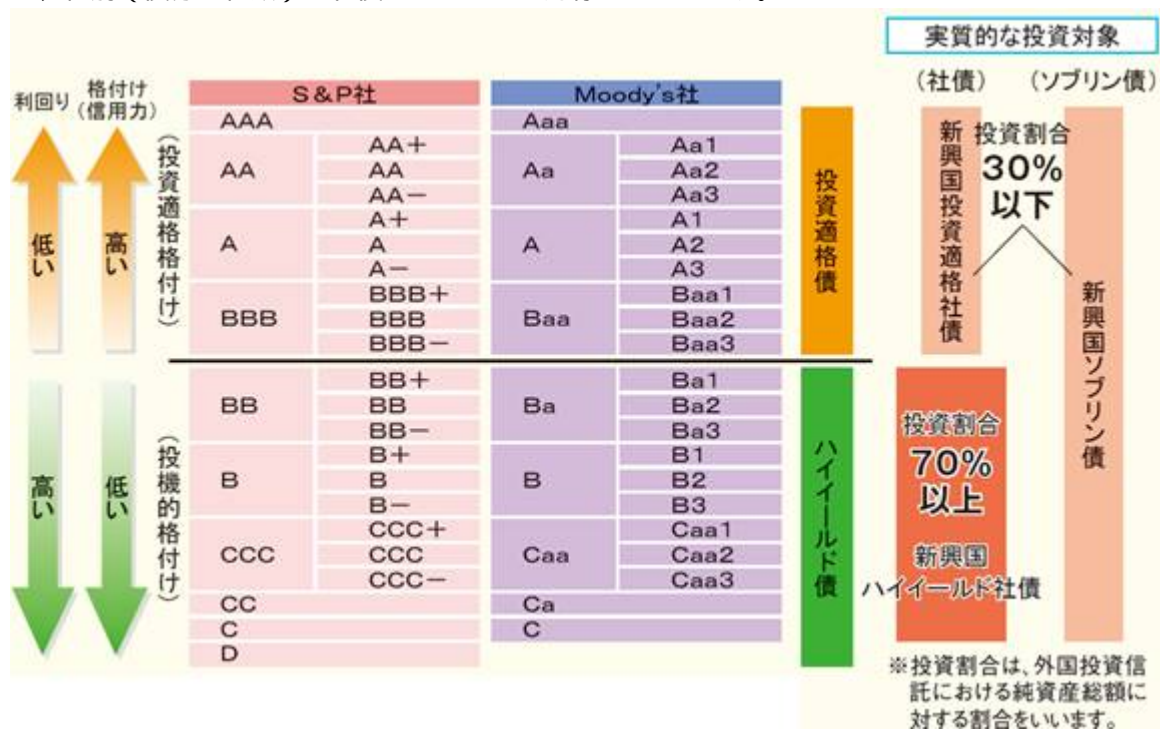
ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー

- ・レグ・メイソン・インクの100%子会社です。
- ・1971年設立の世界有数の債券運用会社（米国カリフォルニア州）です。
- ・債券運用に関する深い専門知識をベースに世界の多様な顧客向けに幅広い運用サービスを提供しています。

[ハイイールド社債、投資適格社債および投資対象について]

一般に債券には、格付け会社から発行体（企業など）の信用力に応じて、AAA、AA等の格付けが付与されます。スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）社においてはBB+以下、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）社においてはBa1以下の格付けを付与されている公社債を、一般的に「ハイイールド債」といいます。ハイイールド債は、“投資適格債（BBB-（Baa3）以上の格付けを付与されている公社債をいいます。）と比べて、信用力が低く、債務不履行（デフォルト）に陥る可能性が高い”と評価されている分、その見返りとして、満期償還までの期間が同じ投資適格債よりも、一般に高い利回りで発行・取引されます。

なお、ハイイールド社債、投資適格社債とは、一般にこれらのハイイールド債、投資適格債のうち、種別（債券の種類）が社債であるものを総称していいます。



[ソブリン債について]

ソブリン債とは、各国政府や政府機関等が発行する債券の総称であり、国債や政府機関債などが該当します。また、各ファンドでは、州政府等が発行する債券も「ソブリン債」の一種と位置付けます。

[各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託における為替取引の概要]

各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託「エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」では、各クラスについてそれぞれ異なった為替取引（原則として米ドル売り、各クラスの取引対象通貨買い）を行います。

ファンド	主要投資対象とする 外国投資信託	為替取引		為替変動の影響
		取引対象通貨	為替取引の手法	
円コース	エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド (円クラス)	円	米ドル建て資産について、 原則として米ドル売り、円 買いを行います。	米ドルの対円での為 替変動の影響が低減 されることが見込ま れます。

豪ドルコース	エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド (豪ドルクラス)	豪ドル	米ドル建て資産について、原則として米ドル売り、豪ドル買いを行います。	豪ドルの対円での為替変動の影響を受けます。
新興国資源通貨コース	エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド (新興国資源通貨クラス)	ブラジルリアル 南アフリカランド インドネシアルピア	米ドル建て資産について、原則として米ドル売り、取引対象通貨 買いを行います。	取引対象通貨 の対円での為替変動の影響を受けます。

新興国資源通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託は、新興国資源通貨（ブラジルリアル、南アフリカランド、インドネシアルピアの3通貨とします。）を取引対象通貨とし、各通貨へおおむね均等な通貨配分となる為替取引を行います（以下同じ。）。

各ファンドは、それぞれ2,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

< 商品分類 >

・商品分類一覧表 （注）各ファンドが該当する商品分類に を付しています。

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産
		資産複合

・商品分類定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

< 属性区分 >

・属性区分一覧表 （注）以下のファンドが該当する属性区分に を付しています。

[新興国ハイイールド債券ファンド 円コース]

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
---------------------	------	--------	------

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券) ¹ 資産複合	年1回	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファミリーファンド
	年2回		ファンド・オブ・ファンズ
	年4回		
	年6回(隔月)		為替ヘッジ ²
	年12回(毎月)		あり ³ (フルヘッジ)
日々	その他		なし

1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする主たる資産は、「債券・社債・クレジット属性(低格付債)」です。

2 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

3 投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する米ドル建て資産については、投資対象とする投資信託において原則として対円での為替ヘッジを行います。

[新興国ハイイールド債券ファンド 豪ドルコース]

[新興国ハイイールド債券ファンド 新興国資源通貨コース]

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 (投資信託証券) ¹ 資産複合	年1回	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファミリーファンド
	年2回		ファンド・オブ・ファンズ
	年4回		
	年6回(隔月)		為替ヘッジ ²
	年12回(毎月)		あり
日々	その他		なし ³

1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする主たる資産は、「債券・社債・クレジット属性(低格付債)」です。

2 「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

3 投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する米ドル建て資産については、投資対象とする投資信託において対円での為替ヘッジは行いません。

・属性区分定義

該当区分	区分の定義
その他資産 (投資信託証券)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
債券・社債	目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。 各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、債券に投資を行います。

クレジット属性 （低格付債）	目論見書又は投資信託約款において、一般、公債、社債、その他債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものをいう。 低格付債とは、投資対象とする債券の格付けについてBB格相当以下を基準とするものをいい、委託会社独自の基準によるものです。なお、ハイイールド債と称する場合があります。
年12回（毎月）	目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
エマージング	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジあり	目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジなし	目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

（注1）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注2）各ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

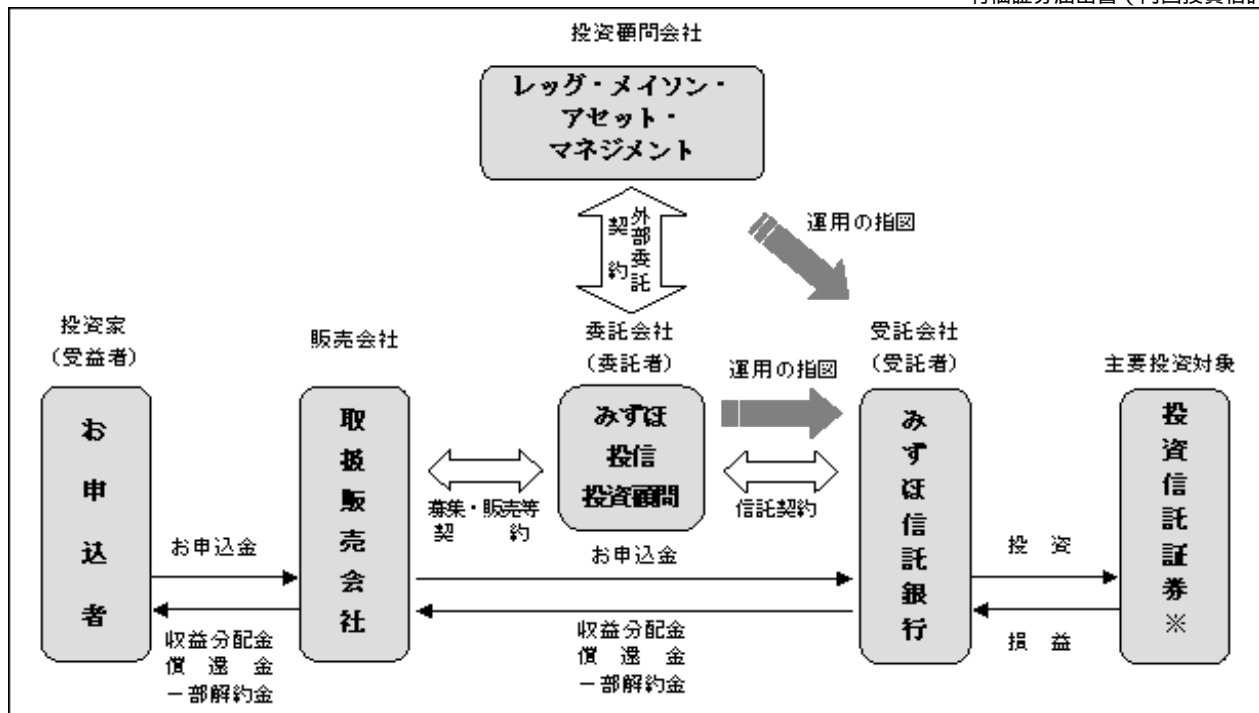
（注3）各ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式により投資信託証券への投資を通じて、債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

(2) 【ファンドの沿革】

平成24年9月28日 信託契約締結、各ファンドの設定・運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

各ファンドの運営の仕組み



販売会社は委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売等に関する契約書」（募集・販売等契約）を締結し、ファンドに関する主に次の業務を引き受けます。

- (1) 受益権の募集の取扱い・販売
- (2) 受益者の請求に基づく一部解約事務
- (3) 受益者からの受益権の買取り
- (4) 受益者に対する一部解約金、買取代金、収益分配金及び償還金の支払い
- (5) 受益者に対し交付される収益分配金の再投資に係る事務
- (6) 受益者に対する運用報告書等の交付等

委託会社は信託財産の運用の指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。ただし、各ファンドにおいては、外国投資信託受益証券への運用指図に関する権限をレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社に委託します。

受託会社は信託契約に基づき、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。ただし、外国における資産の保管は、外国の金融機関が行います。

投資顧問会社であるレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社は、委託会社との間の「投資一任契約」（以下「外部委託契約」といいます。）に基づき、各ファンドに関し、委託会社より外国投資信託受益証券への運用指図に関する権限の委託を受けて、投資判断、発注等を行います。

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象へ投資を行うファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

委託会社は外部委託契約を締結することで、外国投資信託の運用に係る情報（投資環境情報等を含みます。）をより円滑に入手し、各ファンドの投資者向け開示（適時開示等）の充実を図ります。

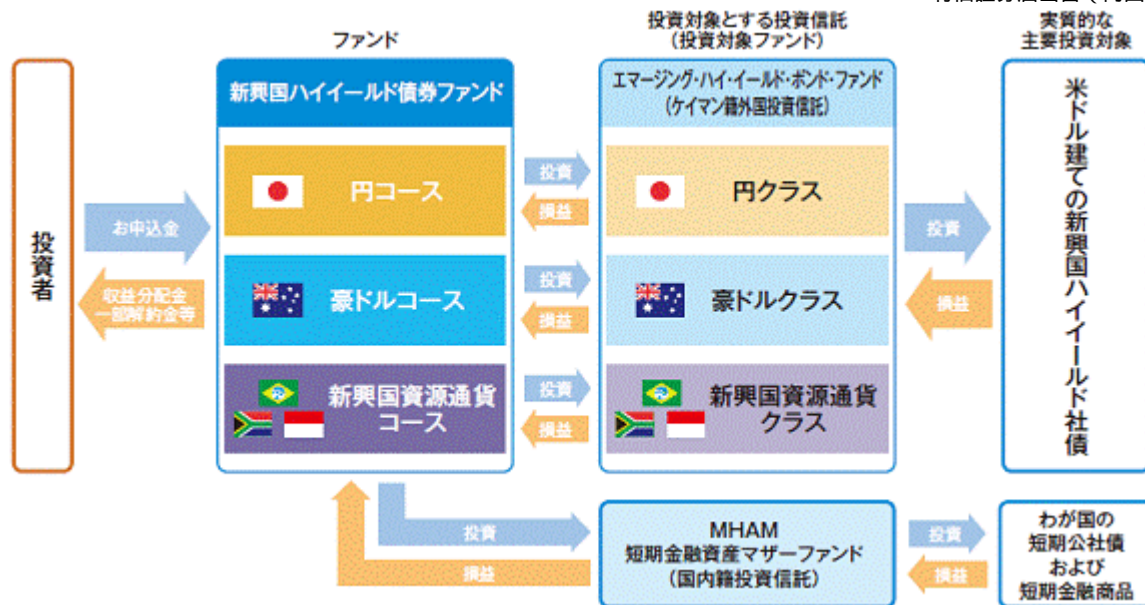
ファンド・オブ・ファンズ方式について

ファンド・オブ・ファンズとは、各ファンドが直接株式や債券などの資産に投資するのではなく、株式や債券などに投資を行っている投資信託（ファンド）に投資することにより運用を行う仕組みです。

各ファンドは、「エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド¹（各クラス²）」および「MHAM短期金融資産マザーファンド」を通じて主要投資対象となる資産への投資を行います。

1 「エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド」を以下「外国投資信託」、「エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（各クラス）」の受益証券を「外国投資信託証券」または「外国投資信託受益証券」といことがあります。

2 各クラスの受益証券は、円建てです。



各ファンドは、上記の投資対象ファンドの受益証券に主として投資を行います。が、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

各ファンドが投資対象とする投資信託（投資対象ファンド）およびその主要投資対象は以下のとおりです。

ファンド名	投資対象とする投資信託	主要投資対象
新興国ハイイールド債券 ファンド 円コース	エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ ファンド（円クラス）	米ドル建ての新興国ハイイールド社債
	MHAM短期金融資産マザーファンド	わが国の短期公社債および短期金融商品
新興国ハイイールド債券 ファンド 豪ドルコース	エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ ファンド（豪ドルクラス）	米ドル建ての新興国ハイイールド社債
	MHAM短期金融資産マザーファンド	わが国の短期公社債および短期金融商品
新興国ハイイールド債券 ファンド 新興国資源通貨コース	エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ ファンド（新興国資源通貨クラス）	米ドル建ての新興国ハイイールド社債
	MHAM短期金融資産マザーファンド	わが国の短期公社債および短期金融商品

委託会社の概況

1. 資本金の額 20億4,560万円（平成25年9月末日現在）

2. 会社の沿革

昭和39年5月26日	「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
平成9年10月1日	「株式会社第一勸業投資顧問」 「勸角投資顧問株式会社」と合併し、 「第一勸業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更
平成11年7月1日	「第一勸業アセットマネジメント株式会社」に商号変更
平成19年7月1日	「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、「みずほ投信投資顧問株式会 社」に商号変更

3. 大株主の状況（平成25年9月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージー シティー市八ドソン通り90番地	13,662株	1.3%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針

安定した収益の確保と信託財産の成長を目指して運用を行います。

運用方法

（以下の については下記の表より、各ファンドの名称の「新興国ハイイールド債券ファンド *コース」の「*」に対応し、ファンドごとにそれぞれあてはめてご覧ください。）

1．主要投資対象

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（ クラス）受益証券およびMHAM短期金融資産マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

2．投資態度

- a．主として、エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（ クラス）受益証券（以下「外国投資信託受益証券」という場合があります。）に投資を行い、新興国のハイイールド社債等に実質的に投資します。また、MHAM短期金融資産マザーファンド受益証券への投資も行います。
- b．投資信託証券の合計組入比率は、高位を維持することを基本とし、各投資信託証券への投資にあたっては、通常の状態においては、外国投資信託受益証券への投資を中心に行います。
- c．市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行われないことがあります。
- d．外国投資信託受益証券への運用指図に関する権限を、レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社に委託します。

各投資対象ファンドの運用目標などの詳細は、後述の「（参考）投資対象ファンドについて」をご参照ください。

ファンド（*コース）	円	豪ドル	新興国資源通貨
にあてはめる語句	円	豪ドル	新興国資源通貨

ファンドの投資プロセス

- 1．委託会社より、各ファンドについて外国投資信託受益証券への運用指図に関する権限の委託を受けたレグ・メイソン・アセット・マネジメントは、外国投資信託受益証券への投資を中心とする各ファンドの基本方針のもと、外国投資信託受益証券の組入比率を調整します。
- 2．委託会社は、投資信託証券の合計組入比率を高位に維持する基本方針のもと、MHAM短期金融資産マザーファンド受益証券の組入比率の調整および円の余資運用（わが国の短期金融商品への投資）を行います。

（参考）投資対象ファンドについて

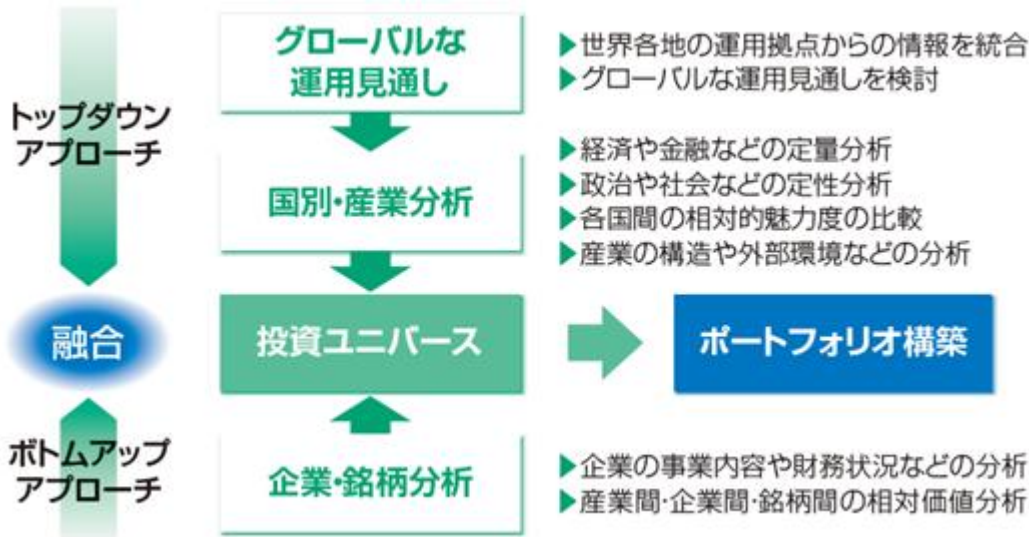
1．エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

ファンド名 （クラス）	エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円クラス） エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルクラス） エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（新興国資源通貨クラス）
形態	ケイマン籍外国投資信託 / オープン・エンド型
信託期間	原則として150年（早期に償還される場合があります。）
運用目的	主に米ドル建ての新興国のハイイールド社債を投資対象として分散投資を行い、値上がり益とインカムゲインからなるトータルリターンの最大化を追求します。

投資方針	<p>1. 主に米ドル建ての新興国のハイイールド社債を投資対象とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原則として、純資産総額の70%以上を米ドル建ての新興国のハイイールド社債に投資します。 投資するハイイールド社債については、主としてBB+格（スタンダード・アンド・プアーズ社）以下またはBa1格（ムーディーズ・インベスターズ・サービス社）以下の格付けが付与されている社債、あるいは運用会社により同等の品質を有すると決定された格付けをもたない社債とします。 <p>2. 米ドル建ての新興国のソブリン債券（投資適格ソブリン債券、ハイイールドソブリン債券）および投資適格社債への投資割合は、原則として純資産総額の30%以内とします。</p> <p>3. 新興国の債券への投資にあたっては、独自の調査分析に基づき、国別配分、セクター配分、個別銘柄選定等を行います。</p> <p>4. 各クラスごとに、米ドル建て資産について、以下の為替取引を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>円クラス</td> <td>米ドル建て資産について、原則として米ドル売り・円買いを行います。</td> </tr> <tr> <td>豪ドルクラス</td> <td>米ドル建て資産について、原則として米ドル売り・豪ドル買いを行います。</td> </tr> <tr> <td>新興国資源通貨クラス</td> <td>米ドル建て資産について、原則として米ドル売り・1/3程度ずつ新興国資源通貨（ブラジルレアル、南アフリカランド、インドネシアルピアの3カ国の通貨）買いを行います。</td> </tr> </table> <p>なお、為替取引にあたっては、外国為替予約取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引（NDF）等を活用します。</p> <p>5. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。</p>	円クラス	米ドル建て資産について、原則として米ドル売り・円買いを行います。	豪ドルクラス	米ドル建て資産について、原則として米ドル売り・豪ドル買いを行います。	新興国資源通貨クラス	米ドル建て資産について、原則として米ドル売り・1/3程度ずつ新興国資源通貨（ブラジルレアル、南アフリカランド、インドネシアルピアの3カ国の通貨）買いを行います。
円クラス	米ドル建て資産について、原則として米ドル売り・円買いを行います。						
豪ドルクラス	米ドル建て資産について、原則として米ドル売り・豪ドル買いを行います。						
新興国資源通貨クラス	米ドル建て資産について、原則として米ドル売り・1/3程度ずつ新興国資源通貨（ブラジルレアル、南アフリカランド、インドネシアルピアの3カ国の通貨）買いを行います。						
決算日	年1回（12月31日）						
収益分配	毎月、原則として配当等収益、売買益（評価益を含みます。）等および米ドルと取引対象通貨間の短期金利差を基に計算される損益相当額より分配を行うことを基本とし、運用会社と協議の上、受託会社の判断により分配額を決定します。ただし、必要と認められる場合は、分配対象額の範囲をこれに限定しません。						
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> 信託財産の総資産の50%以上を金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」に投資します。ただし、運用開始直後、大量の解約が予想される場合または運用会社がコントロールすることができないその他の状況が予想される場合を除きます。 有価証券の空売りは行いません。 原則として信託財産の純資産総額の10%を超える資金借入は行いません。ただし、合併等により、一時的に10%を超える場合を除きます。 流動性に欠ける資産（私募株式、非上場株式、流動性の乏しい証券化関連商品等）への投資割合は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。 株式への投資は、社債権者割当等により取得するものに限り、その投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。 						
費用等	<p>信託報酬（運用報酬等）：純資産総額に対し、年0.52%程度</p> <p>その他費用等：信託財産に関する租税 / 組入る有価証券売買の際に発生する売買手数料 / 信託事務の処理に要する費用 / 信託財産の監査に要する費用 / 法律関係の費用およびファンド設立に係る費用 / 借入金の利息および立替金の利息 等</p> <p>信託報酬（運用報酬等）には、年次等による最低費用等が設定されているものがあり、信託財産の純資産総額によっては、上記の率を超える場合があります。</p>						
申込手数料	ありません。						
信託財産留保額	ありません。						
受託会社	CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド						
運用会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー						
副運用会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド						
事務管理会社 保管会社	ミズホ・トラスト・アンド・バンキング・カンパニー（USA）						

ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーは、外国投資信託において行う為替取引（原則として米ドル売り、取引対象通貨買い）をレグ・メイソン・グループのウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド（英国ロンドン）に委託します。

<ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーにおける運用プロセス>



2. MHAM短期金融資産マザーファンド

ファンド名	MHAM短期金融資産マザーファンド
形態	親投資信託
信託期間	無期限
運用目標	わが国の短期公社債および短期金融商品を中心に投資を行い、わが国の無担保コール翌日物金利を指数化した収益率を上回る運用成果を目指します。
決算日	年1回（6月30日（休業日の場合は翌営業日））
収益分配	収益分配は行いません。
主な投資制限	・外貨建資産への投資は行いません。 ・株式への投資は行いません。
設定日	平成12年7月28日
信託報酬	ありません。
その他費用等	信託財産に関する租税 / 組入有価証券売買の際に発生する売買手数料 / 信託事務の処理に要する諸費用 / 受託会社の立替えた立替金の利息 等
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	みずほ投信投資顧問株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

(2) 【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

各ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとしします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - a. 有価証券
 - b. 金銭債権
 - c. 約束手形（a.に掲げるものに該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - a. 為替手形

有価証券の指図範囲

（以下の については下記の表より、各ファンドの名称の「新興国ハイイールド債券ファンド *コース」の「*」に対応し、ファンドごとにそれぞれあてはめてご覧ください。）

「新興国ハイイールド債券ファンド *コース」において、委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、円建ての外国投資信託であるエマーシング・

ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス）受益証券およびみずほ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるMHAM短期金融資産マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人が発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（クラス）受益証券およびMHAM短期金融資産マザーファンド受益証券を「投資信託証券」といい、3.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付きの買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。

ファンド（*コース）	円	豪ドル	新興国資源通貨
にあてはめる語句	円	豪ドル	新興国資源通貨

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

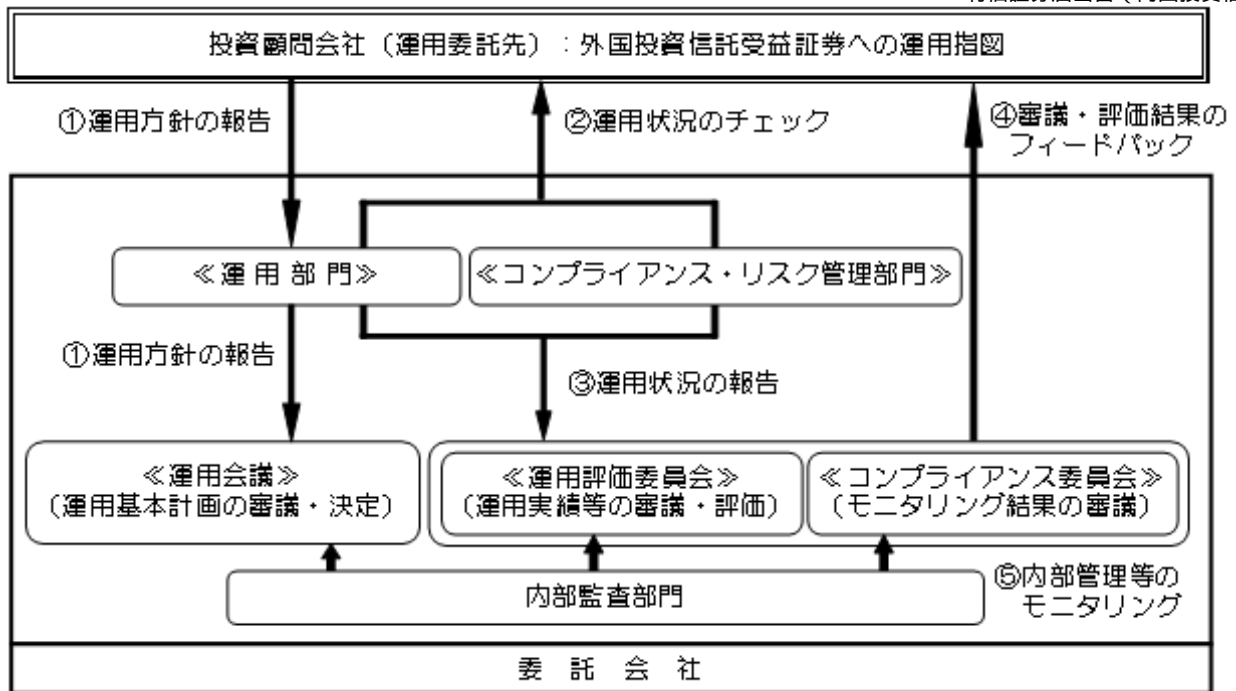
1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

各ファンドが投資対象とする投資信託（投資対象ファンド）の内容は、前記「(1) 投資方針（参考）投資対象ファンドについて」をご参照ください。

(3) 【運用体制】

意思決定プロセス

委託会社は、各ファンドの信託財産の運用に関し、外国投資信託受益証券への運用指図に関する権限を、レグ・メイソン・アセット・マネジメントに委託しますが、MHAM短期金融資産マザーファンド受益証券への運用指図および円の余資運用については委託会社が運用管理を行います。



1. レッグ・メイソン・アセット・マネジメント（投資顧問会社）は、委託会社の運用部門を通じて、各ファンドの運用方針を「運用会議」（ファンドの運用に関する基本計画の審議・決定を行います。）にて定期的に報告します。
2. 委託会社の運用部門、コンプライアンス・リスク管理部門は、投資顧問会社の運用状況についてチェックを行います。
3. 運用部門、コンプライアンス・リスク管理部門は、2.の結果を踏まえて「運用評価委員会」、「コンプライアンス委員会」に対して定期的に運用状況の報告を行います。
4. 「運用評価委員会」は投資顧問会社の運用リスク管理状況・運用実績について審議・評価を行い、また「コンプライアンス委員会」は法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした投資顧問会社の運用内容のモニタリング結果を審議し、それらの結果を投資顧問会社に対してフィードバックします。
5. 以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成25年9月末現在3名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。
なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

[レッグ・メイソン・アセット・マネジメント（投資顧問会社）の運用体制]

- a. 運用部は、各ファンドの運用方針に基づき、投資対象ファンドの組入れに関する方針を決定し、管理部門に投資信託証券の取得または換金に関する指示を行います。
- b. 運用の意思決定の監督は、東京運用委員会があたります。東京運用委員会は、投資責任者、ポートフォリオ・マネジャー及びファンドの運用に関係する各部門の責任者で構成され、議事内容は取締役会に報告されます。東京運用委員会は、月次で開催され、有価証券市場の状況認識・市場の方向性の予測、各ファンドの運用成績の点検、各ファンドの運用方針が適切に策定されているかの確認等を行います。
運用体制等は、今後、変更となる場合があります。

[委託会社の意思決定プロセス]

- a. 運用の意思決定にあたっては、まず「マクロ経済分析会議」において投資判断に先立つマクロ経済環境に関する前提を明確にします。これに基づいて「資産別投資分析委員会」において各資産別の市場見通しを策定し、「投資政策委員会」で各市場の見通しを最終承認します。
- b. 運用担当者は、投資政策委員会で承認された各市場見通しを踏まえて運用に関する基本計画を策定し、運用会議にて審議・決定します。

- c. 運用担当者は、運用会議で決定された基本計画に基づいて、具体的な運用計画を策定し、これに基づいてトレーディング部門に発注指図を行います。トレーディング部門は、売買に係る法令・約款および運用ガイドラインなどの社内諸規則の遵守状況をチェックのうえ個別の取引を実行します。
- d. 各ファンドの運用リスク管理状況・運用実績について「運用評価委員会」において審議・評価が行われ、また法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果が「コンプライアンス委員会」において審議されます。
- e. 以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成25年9月末現在3名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。
なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

関係法人に対する管理体制

各ファンドの関係法人である受託会社・投資顧問会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

また、投資顧問会社に対しては、運用の外部委託管理に関する社内規程を設け、経営陣・運用担当者との面談を含めた、委託継続にかかる点検（デューデリジェンス）を定期的に行っています。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

第3期以降の毎計算期末（原則として毎月19日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
2. 分配金額は、配当等収益の水準、基準価額的水準および市況動向等を勘案し、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。

【収益分配金に関する留意事項】

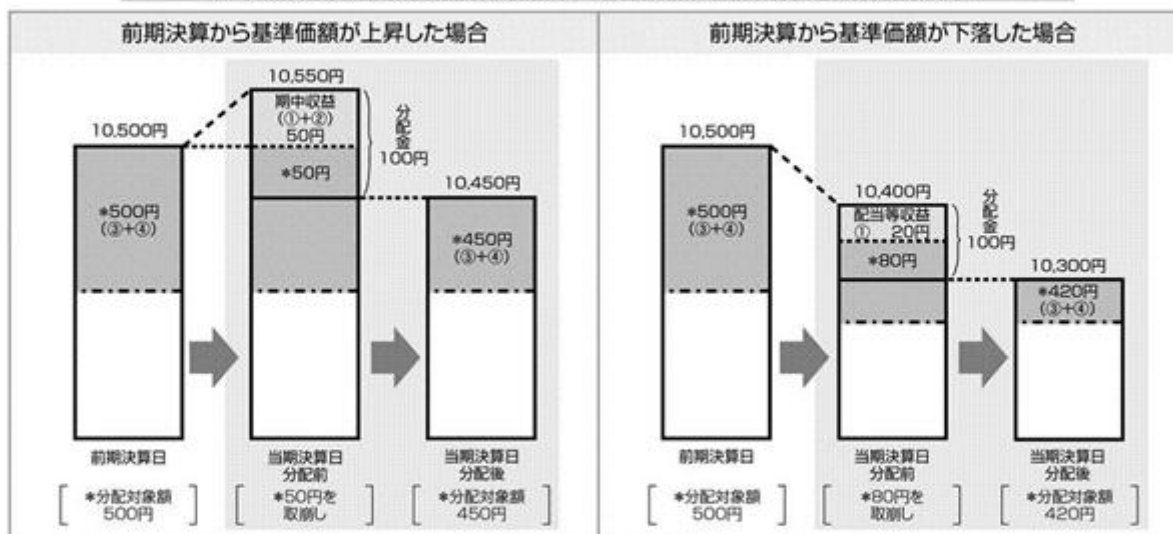
投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金と基準価額の関係（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）



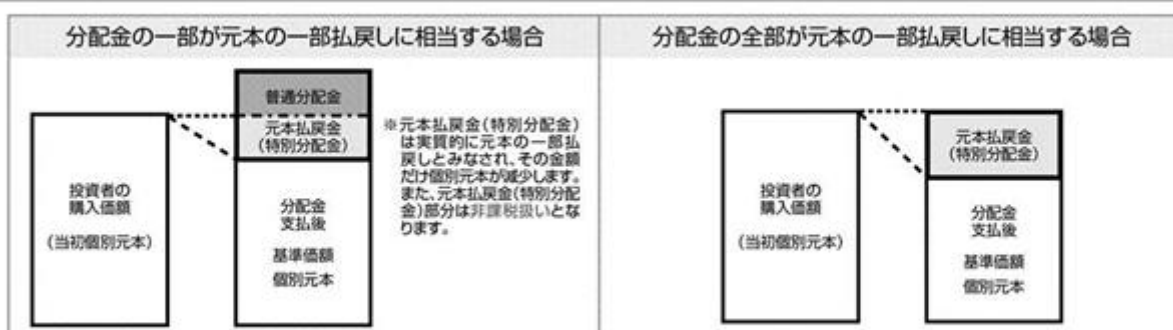
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配準備積立金：期中収益(①+②)のうち、当期の分配金として支払われず信託財産内に留保された部分をいい、次期以降の分配対象額となります。

収益調整金：追加型株式投資信託において、追加設定により既存投資者の分配対象額が減らないよう調整するために設けられた勘定です。

※上図はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。(特別分配金)

(5) 【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

投資信託証券（約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限）

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。また、同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

外貨建資産（約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限）

外貨建資産への直接投資は行いません。

株式（約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限）

株式への直接投資は行いません。

公社債（約款第17条）

買い現先取引(売戻し条件付きの買い入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行うことができるものとします。

公社債の借入れ(約款第21条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
2. 前記1.の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
4. 前記1.の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

資金の借入れ(約款第27条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金等および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3 【投資リスク】

(1) 各ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・各ファンドは、主として投資信託証券への投資を通じて実質的に公社債などの値動きのある証券等(実質的に投資する外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

各ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。

信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。

一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格に影響を及ぼし、各投資信託証券の価格の変動を通じて各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

特に、各ファンドが実質的に主要投資対象とするハイイールド社債は、信用度が高い高格付けの債券と比較して、相対的に高い利回りを享受することが期待できる一方で、発行体の財務内容等の変化（格付けの格下げ・格上げ）により、債券価格が大きく変動する傾向があり、かつ発行体が債務不履行に陥る可能性も高いと考えられます。また、投資対象である新興国のハイイールドソブリン債についても同様です。各ファンドが実質的に投資を行うハイイールド社債等の発行体（国）がこうした状況に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、各ファンドが実質的に投資する公社債の価格に影響を及ぼし、各投資信託証券の価格の変動を通じて各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

為替変動リスク

為替変動リスクとは、為替変動により外貨建資産の円換算価格が下落するリスクをいいます。

各ファンドは、実質的に外貨建資産に投資を行うとともに、各クラスごとに取引対象通貨の買いポジションを有する外国投資信託の受益証券に主として投資を行いますので、為替変動の影響を受けます。なお、為替変動リスクは各ファンドによって以下のとおりです。

[円コース]

円コースが主要投資対象とする外国投資信託は、保有する米ドル建て資産に対し、原則として対円での為替取引（米ドル売り、円買い）を行い為替変動リスクの低減を図りますが、外国投資信託において、保有する米ドル建ての資産額と対円との為替取引額を完全に一致させることはできないため、米ドルとの為替相場の変動の影響を受ける場合があります。なお、円の短期金利が米ドルの短期金利より低い場合、円の短期金利と米ドルの短期金利の金利差相当分の為替取引のコストがかかることにご留意ください。

[豪ドルコース]

豪ドルコースが主要投資対象とする外国投資信託は、保有する米ドル建て資産に対し、原則として対豪ドルでの為替取引（米ドル売り、豪ドル買い）を行いますので、豪ドルの対円での為替変動の影響を受けます。そのため、為替相場が豪ドルに対して円高となった場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、外国投資信託において、保有する米ドル建ての資産額と対豪ドルとの為替取引額を完全に一致させることはできないため、米ドルとの為替相場の変動の影響を受ける場合があります。なお、豪ドルの短期金利が米ドルの短期金利より低い場合、豪ドルの短期金利と米ドルの短期金利の金利差相当分の為替取引のコストがかかることにご留意ください。

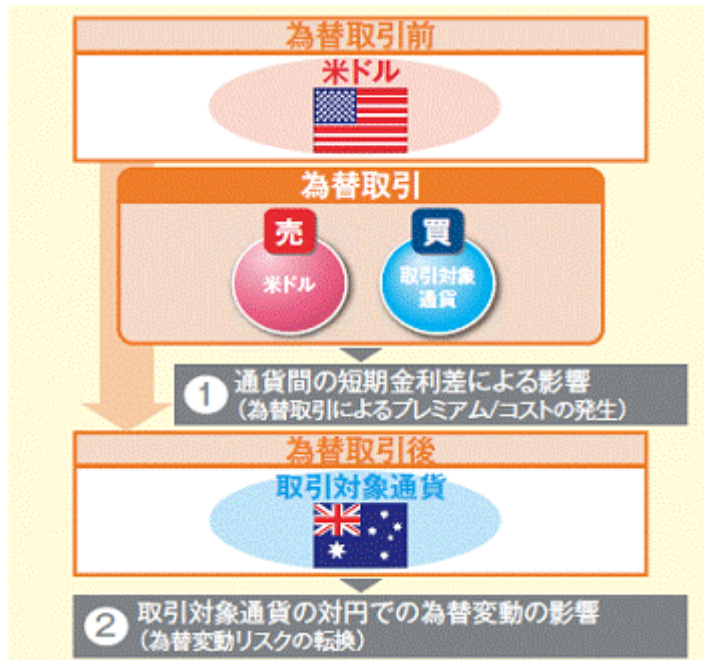
[新興国資源通貨コース]

新興国資源通貨コースが主要投資対象とする外国投資信託は、保有する米ドル建て資産に対し、原則として対取引対象通貨（ブラジルリアル、南アフリカランド、インドネシアルピア）での為替取引（米ドル売り、取引対象通貨買い（ブラジルリアル、南アフリカランド、インドネシアルピアへおおむね均等な通貨配分となる為替取引））を行いますので、取引対象通貨の対円での為替変動の影響を受けます。そのため、為替相場が取引対象通貨に対して円高となった場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、外国投資信託において、保有する米ドル建ての資産額と対取引対象通貨との為替取引額を完全に一致させることはできないため、米ドルとの為替相場の変動の影響を受ける場合があります。なお、取引対象通貨の短期金利が米ドルの短期金利より低い場合、取引対象通貨の短期金利と米ドルの短期金利の金利差相当分の為替取引のコストがかかることにご留意ください。

《 為替取引による各ファンドへの影響 》

各ファンドは、主要投資対象とする外国投資信託において行う為替取引により、それぞれ異なる為替変動の影響および為替取引通貨間の短期金利差による影響（為替取引によるプレミアム/コスト）を受けます。

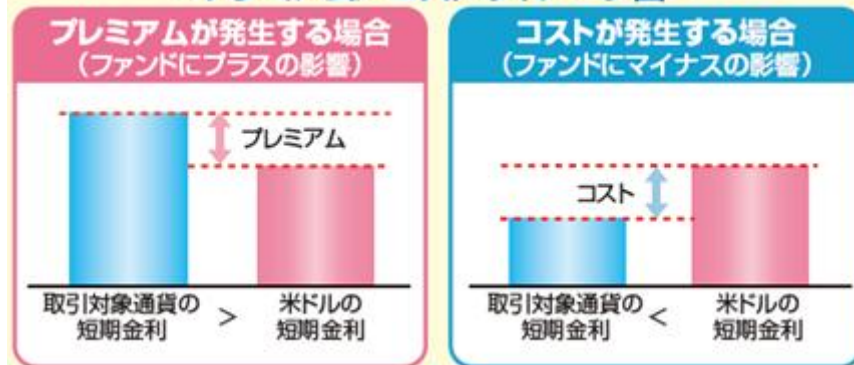
外国投資信託が行う為替取引のイメージ（豪ドルコースの場合）



為替取引通貨間の短期金利差による影響を受けます。（為替取引によるプレミアム/コストの発生）

外国投資信託が行う為替取引によって、為替取引時の取引対象通貨と米ドル間の短期金利差相当分が、プレミアム（収益）/コスト（費用）となり、ファンドに影響をあたえます。

＜プレミアム/コストのイメージ図＞



一部の新興国の通貨では、原則として直物為替先渡取引（NDF）を活用しますが、NDFを用いた場合の為替取引によるプレミアム/コストは、通貨間の短期金利差から想定されるものと大きく異なる場合があります。NDFに関する留意点については、後述の＜その他留意点＞をご参照ください。

取引対象通貨の対円での為替変動の影響を受けます。（円コースを除きます。）

豪ドルコースの場合

外国投資信託が行う為替取引によって、為替変動リスクは米ドルから取引対象通貨(豪ドル)に転換されるため、豪ドルの対円での為替変動の影響を受けます。

(円コースの場合は、為替変動の影響が低減されることが見込まれます。)

※右記はイメージ図であり、実際的为替取引とは異なる場合があります。



カントリーリスク

カントリーリスクとは、投資先となっている国（地域）の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合に、当該国における資産価値や当該国通貨の価値が下落するリスクをいいます。

特に、新興国の市場は先進国の市場と比較して、経済、情報開示制度や決済システム等のインフラが未発達で、かつ市場規模も相対的に小さい市場が多く存在します。そのため、急激な金利や為替変動が起きた場合ならびに外国為替取引規制や資本規制などが実施された場合など市場に及ぼす影響は先進国以上に大きいことが予想されます。

各ファンドの実質的な主要投資先となっている新興国および為替取引の対象国がこうした状態に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。

一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。

各ファンドが実質的に主要投資対象とするハイイールド社債やハイイールドソブリン債は、一般的に信用度が高い高格付けの債券と比較して、市場規模や取引量が相対的に小さいため、投資環境によっては、機動的な売買ができない可能性があります。各ファンドが実質的に保有するハイイールド社債等において流動性が損なわれた場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

<その他留意点>

- ・各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託は、各クラスの資金をまとめて合同運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、あるクラスにより多額の追加設定・一部解約がなされた場合やあるクラスの為替取引の損益状況等によっては、他のクラスの価格や運用が影響を受ける場合があります。そのため各ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。また、急激な為替や金利変動等があった場合には、ハイイールド社債等の実質的な組入比率が変動することや、あるクラスが債務超過に陥った場合に他のクラスの価格がその影響を受ける場合があります。したがって、このような事象が起きた際には、各外国投資信託証券の価格の変動を通じて各ファンドの基準価額に影響を受ける場合があります。また、外国投資信託を通じて各国の有価証券等に投資を行う場合、国内籍の投資信託から直接投資を行う場合に比べて、各国での源泉税率が高くなるなど税制が相対的に不利になることがあります。
- ・各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託は、主としてハイイールド社債に投資するとともに為替取引を行います。為替取引の結果、各ファンドは、米ドル以外の通貨の為替変動の影響を受けることとなります（対円で為替取引により、為替変動リスクの低減を図る円クラスを除きます。）。そのため、為替相場の変動によっては、為替取引を行わずハイイールド社債にのみ投資を行う一般的なファンドに比べて、より大きく価格が変動することがありますのでご留意ください。
- ・各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託においては、運用会社との協議のうえ、外国投資信託の受託会社の判断により毎月の分配額が決定されますが、当該分配額の中には、米ドルと取引対象通貨間の短期金利差を基に計算される損益相当額が含まれる場合があります。また、外国投資信託においては、必要と認められる場合は、分配対象額の範囲を限定しません。
- ・各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託は、外国為替予約取引などを活用し、米ドルと取引対象通貨間の短期金利差の獲得（円クラスでは、主として為替変動リスクの低減）を目指しますが、外国為替予約取引などの需給関係により短期金利差を十分に得られない場合や、外国為替予約取引などを行うタイミングにより、得られうる金利差が異なる場合があります。また、外国為替予約取引などの取引の相手方の破綻などにより契約上の支払いが行われない場合や証拠金の回収ができない場合などには、各外国投資信託証券の価格の変動を通じて各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

なお、為替取引を行うにあたり一部の新興国の取引対象通貨について、当局の規制などを背景として機動的に外国為替予約取引を行うことができないため、当該通貨については、原則として外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引（NDF）を活用しますが、NDFの取引価格は、需給や当該通貨に対する期待等により、短期金利差から理論上期待される水準とは大きく異なる場合があります。この結果、為替取引によるプレミアム/コストが通貨間の短期金利差から想定されるものと大きく異なる場合や、基準価額の値動きが実際の当該対象通貨の為替市場の値動きから想定されるものと大きく乖離する場合があります。

直物為替先渡取引（NDF）とは、ある通貨との間で、当該通貨の受渡しを行わず、先物レートと期日が到来したときの直物レートの差を、元本に乗じた金額で差金決済するもので、米ドルまたはその他の主要な通貨によって決済する取引のことをいいます。

- ・各ファンドが投資する外国投資信託において行う為替取引による評価益が大きくなった場合には、その結果として一時的にハイイールド社債等の組入比率が低下する場合があります。
 - ・各ファンドの信託終了等（繰上償還する場合を含みます。）に伴い、外国投資信託の信託が終了する場合、外国投資信託は償還費用を確定させるため、各ファンドの償還日より一定期日前の日をもって実質的な運用（ハイイールド社債等への投資および為替取引）を止めること、および償還することがあります。この場合、各ファンドにおいては、償還日までの期間、ハイイールド社債等への投資および為替取引による投資成果を享受することができなくなります。
- また、外国投資信託が信託を終了する場合、償還日までの一定期間、解約請求の受け付けを停止することがあります。この場合、各ファンドにおいては、受益者からの一部解約の実行の請求の受け付けを中止することがあります。
- ・各ファンドは、一部解約の請求金額が多額の場合等には、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、またはすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

< 収益分配金に関する留意点 >

- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

【通貨選択型ファンドに関する留意事項】

各ファンドの運用のイメージ

- 各ファンドは、有価証券での運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行うもので、投資者が対象となる通貨について選択することができる投資信託です。なお、各ファンドの主要投資対象は、米ドル建ての新興国ハイイールド社債です。

＜通貨選択型の投資信託のイメージ図＞

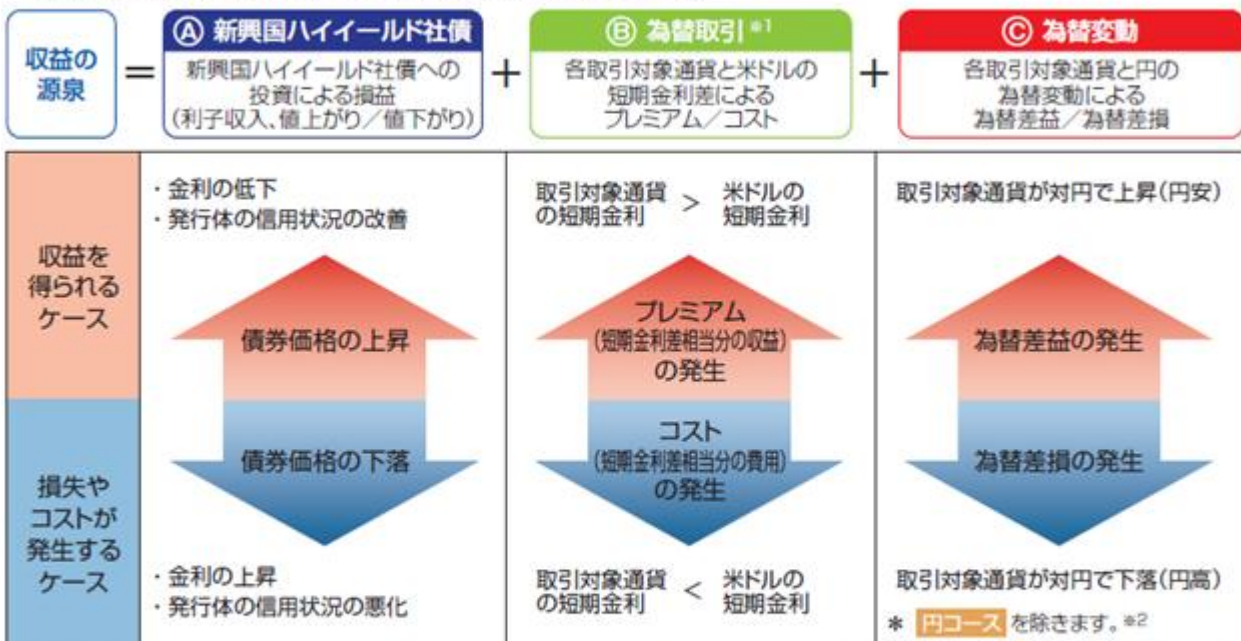


*上記のイメージ図は、通貨選択型の投資信託の運用の仕組みを分かりやすく表したものであり、実際の運用においては、ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。ファンド・オブ・ファンズ方式については、前掲の「運用の仕組み(ファンド・オブ・ファンズ方式)」をご参照ください。

※③の為替取引により、当該取引対象通貨の対円での為替変動リスクが発生することに留意が必要です(円コースは、対円での為替取引により、為替変動リスクの低減を図ります。)

各ファンドの収益源について

- 各ファンドの収益源としては、以下の3つの要素が挙げられます。これらの収益源に相応してリスクが内在していることに注意が必要です。



※1 為替取引の取引時点における短期金利差による影響を示しています。なお、一部の新興国の取引対象通貨では、当局の規制などを背景として機動的に外国為替予約取引を行うことができないため、原則として直物為替先渡取引(NDF)を活用しますが、NDFを用いた場合の為替取引によるプレミアム/コストは、通貨間の短期金利差から想定されるものと大きく異なる場合があります。

※2 円コースが主要投資対象とする外国投資信託では、原則として対円での為替取引を行い為替変動リスクの低減を図りますが、保有資産額と為替取引額を完全に一致させることはできないため、米ドルとの為替相場の変動の影響を受ける場合があります。

(注)市場動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

(2) リスク管理体制

委託会社より外国投資信託受益証券への運用指図に関する権限の委託を受けたレッグ・メイソン・アセット・マネジメントは、以下の体制により各ファンドでの外国投資信託受益証券への投資にかかるリスク管理を行います。

〔 レッグ・メイソン・アセット・マネジメントのリスク管理体制 〕

運用分析部は、ポートフォリオが各種投資制限にしたがった状況となっているのかモニタリングを行い、投資制限の違反または違反のおそれのある場合には、コンプライアンス部に報告します。報告を受けたコンプライアンス部では、問題解消に向けた措置をとるよう関連部署に指示します。また、運用分析部は、運用成績について分析を行い、分析結果を運用部及び関連部署にフィードバックします。

みずほ投信投資顧問においては、自らの運用部分を含め、レッグ・メイソン・アセット・マネジメントからのレポート等により、ファンド全体のリスクに関する情報を管理します。コンプライアンス・リスク管理部門が、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施します。

また同部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

なお、これらのチェックの結果は経営に定期報告されるとともに、外国投資信託受益証券への運用委託にかかる部分については、必要に応じてレッグ・メイソン・アセット・マネジメントへの注意・勧告などを行います。

なお、MHAM短期金融資産マザーファンドについては、委託会社が以下の体制によりリスク管理を行います。

〔 委託会社のリスク管理体制 〕

1. コンプライアンス・リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施し、必要に応じて提言等を行います。
2. また同部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。
3. トレーディング部門は、売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。
4. これらのリスク管理の結果は、リスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。

上記のリスク管理体制および組織名称等については変更になることがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料（受益権1口当たり）は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める率（以下「手数料率」といいます。）を乗じて得た額とし、平成25年12月19日現在における手数料率の上限は3.15%（税抜3%）です。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。

消費税率が8%になった場合は、上限3.24%（税抜3%）となります。

申込手数料については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

「分配金再投資コース」における収益分配金は、毎計算期間末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

販売会社で支払いを受けた償還金をもって、各ファンドの受益権の取得申込みをする場合、販売会社によっては取得申込口数のうち当該償還金額の範囲内で取得する口数についての申込手数料を上記に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

各ファンド間のスイッチングの場合、販売会社によっては申込手数料を別に定めることがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

各ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年1.239%（税抜1.18%）の率を乗じて得た額とします。

消費税率が8%になった場合は、年1.2744%（税抜1.18%）となります。なお、下記の配分についても相応分上げります。

信託報酬の配分は、次の通りとします。

委託会社	販売会社	受託会社
0.525%（税抜0.5%）	0.6825%（税抜0.65%）	0.0315%（税抜0.03%）

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額は、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

レグ・メイソン・アセット・マネジメントが受け取る各ファンドの外部委託契約にかかる報酬の額は、報酬支払いの計算期間を通じて毎日、各ファンドの信託財産の純資産総額に年0.126%（税抜0.12%）の率を乗じて計算される金額とし、各ファンドの委託会社が受け取る報酬から支払期日毎に支弁します。

消費税率が8%になった場合は、年0.1296%（税抜0.12%）となります。

(ご参考) 投資対象とする投資信託にかかる信託報酬等

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

信託報酬（運用報酬等）：純資産総額に対し年率0.52%程度（運用報酬：年率0.4%、受託費用：年率0.01%、事務管理費用：年率0.09%、保管費用：年率0.02%）

MHAM短期金融資産マザーファンド

信託報酬：かかりません。

各ファンドが純資産総額相当額の各外国投資信託証券を組入れたとした場合、全体として受益者が負担する実質的な信託報酬は、信託財産の純資産総額に対し、年率1.759%程度（税込）となります。

消費税率が8%になった場合は、年率1.7944%程度（税込）となります。

なお、エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの信託報酬（運用報酬等）については、年次等による最低報酬等が設定されているものがあり、エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの純資産総額によっては、上記の率を実質的に超える場合があります。（この数値は、投資信託証券の実際の組入比率により変動します。また、実際には、この他に定率により計算されない「その他の費用等」がかかります。）

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

各ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料等およびこれら手数料にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

受益者が各ファンドを解約する際には、信託財産留保額（解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%）をご負担いただきます。

「その他の費用等」については、各ファンドが投資対象とする投資信託（投資対象ファンド）において発生する場合、その信託財産中から支弁されます。これらはそのファンドの価格に反映されるため、結果として各ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

（ご参考）投資対象とする投資信託証券における別途かかる費用等については、以下のとおりです。

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

- (1) 申込手数料：ありません。
- (2) 換金（解約）手数料：ありません。
- (3) その他の費用：信託財産に関する租税、組入有価証券売買の際に発生する売買手数料、信託事務の処理に要する費用、信託財産の監査に要する費用、法律関係の費用およびファンド設立に係る費用、借入金の利息および立替金の利息 等

MHAM短期金融資産マザーファンド

- (1) 申込手数料：ありません。
- (2) 換金（解約）手数料：ありません。
- (3) その他の費用：信託財産に関する租税、組入有価証券売買の際に発生する売買手数料、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息 等

(5) 【課税上の取扱い】

各ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1. 個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

一部解約時および償還時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など。以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、以下同じ。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、その口座内において損益通算を行います。この場合、確定申告は不要です。

- * 平成28年1月1日から、上記の損益通算および3年間の繰越控除の対象範囲に、特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の利子所得等および譲渡所得等が追加される予定です。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7%	0.147%	3%	10.147%
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	-	5%	20%

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

少額投資非課税制度「愛称:NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等に係る譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご注意ください。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、各ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

適用期間	所得税	復興特別所得税	合計
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7%	0.147%	7.147%
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
平成50年1月1日から	15%	-	15%

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「元本払戻金（特別分配金）」は、以下のようになります。

1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個別元本について

- 1．追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含みません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2．受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3．ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、上記「収益分配時における課税上の取扱いについて」を参照ください。）

上記の内容は平成25年9月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成25年9月30日現在）

新興国ハイイールド債券ファンド 円コース

資産の種類		国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	投資信託受益証券	ケイマン諸島	3,409,165,250	99.25
	親投資信託受益証券 (MHAM短期金融資産マザーファンド)	日本	2,302,029	0.06
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）		23,223,921	0.67
合 計（純資産総額）			3,434,691,200	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（以下同じ。）

（注2）小数点第3位切捨て。端数調整は行っておりません。（以下同じ。）

新興国ハイイールド債券ファンド 豪ドルコース

資産の種類		国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	投資信託受益証券	ケイマン諸島	693,931,678	98.51
	親投資信託受益証券 (MHAM短期金融資産マザーファンド)	日本	3,503,087	0.49
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）		6,968,175	0.98
合 計（純資産総額）			704,402,940	100.00

新興国ハイイールド債券ファンド 新興国資源通貨コース

資産の種類		国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	投資信託受益証券	ケイマン諸島	1,132,584,306	98.37
	親投資信託受益証券 (MHAM短期金融資産マザーファンド)	日本	2,602,293	0.22
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）		16,069,903	1.39
合 計（純資産総額）			1,151,256,502	100.00

（参考）MHAM短期金融資産マザーファンド

資産の種類		国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	国債証券	日本	209,966,181	78.73
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）		56,704,558	21.26
合 計（純資産総額）			266,670,739	100.00

(2) 【投資資産】（平成25年9月30日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

新興国ハイイールド債券ファンド 円コース

順位	銘柄名	種類	国/地域	通貨	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（円クラス）	投資信託受益証券	ケイマン諸島	日本円	3,617,535,283	0.9400	3,400,483,166	0.9424	3,409,165,250	99.25
2	MHAM短期金融資産マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	日本円	2,253,798	1.0214	2,302,029	1.0214	2,302,029	0.06

新興国ハイイールド債券ファンド 豪ドルコース

順位	銘柄名	種類	国/地域	通貨	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（豪ドルクラス）	投資信託受益証券	ケイマン諸島	日本円	653,419,660	1.0700	699,159,036	1.0620	693,931,678	98.51
2	MHAM短期金融資産マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	日本円	3,429,692	1.0214	3,503,087	1.0214	3,503,087	0.49

新興国ハイイールド債券ファンド 新興国資源通貨コース

順位	銘柄名	種類	国/地域	通貨	数量 (口数)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（新興国資源通貨クラス）	投資信託受益証券	ケイマン諸島	日本円	1,123,818,522	1.0200	1,146,294,892	1.0078	1,132,584,306	98.37
2	MHAM短期金融資産マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	日本円	2,547,771	1.0214	2,602,293	1.0214	2,602,293	0.22

(参考) MHAM短期金融資産マザーファンド

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率 (%)	償還 期限	数量 (券面総額)	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	第395回国庫短期証券	国債証券	日本		2013年 12月16 日	30,000,000	99.98	29,995,650	99.99	29,996,457	11.24
2	第393回国庫短期証券	国債証券	日本		2013年 12月9日	30,000,000	99.97	29,993,700	99.99	29,995,913	11.24
3	第392回国庫短期証券	国債証券	日本		2013年 12月2日	30,000,000	99.97	29,993,550	99.99	29,995,724	11.24
4	第389回国庫短期証券	国債証券	日本		2013年 11月18 日	30,000,000	99.97	29,993,520	99.99	29,995,130	11.24
5	第387回国庫短期証券	国債証券	日本		2013年 11月11 日	30,000,000	99.97	29,993,490	99.99	29,994,872	11.24
6	第385回国庫短期証券	国債証券	日本		2013年 11月5日	20,000,000	99.97	19,995,380	99.99	19,996,360	7.49
7	第384回国庫短期証券	国債証券	日本		2013年 10月28 日	20,000,000	99.97	19,995,360	99.99	19,996,169	7.49
8	第378回国庫短期証券	国債証券	日本		2013年 10月7日	20,000,000	99.97	19,995,460	99.99	19,995,556	7.49

国庫短期証券は割引債のため、利率はありません。

投資有価証券の種類別投資比率

新興国ハイイールド債券ファンド 円コース

国内 / 外国	種類	投資比率 (%)
国内	親投資信託受益証券	0.06
外国	投資信託受益証券	99.25
合 計		99.32

新興国ハイイールド債券ファンド 豪ドルコース

国内 / 外国	種類	投資比率 (%)
国内	親投資信託受益証券	0.49
外国	投資信託受益証券	98.51
合 計		99.01

新興国ハイイールド債券ファンド 新興国資源通貨コース

国内 / 外国	種類	投資比率 (%)
国内	親投資信託受益証券	0.22
外国	投資信託受益証券	98.37
合 計		98.60

(参考) MHAM短期金融資産マザーファンド

国内 / 外国	種類	投資比率 (%)
国内	国債証券	78.73
合 計		78.73

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成25年9月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

新興国ハイイールド債券ファンド 円コース

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間	平成25年3月19日	5,363	5,397	1.0297	1.0362
第2特定期間	平成25年9月19日	3,501	3,525	0.9362	0.9427
	平成24年9月末日	2,251		1.0000	
	平成24年10月末日	3,066		1.0134	
	平成24年11月末日	3,655		1.0123	
	平成24年12月末日	4,790		1.0308	
	平成25年1月末日	5,079		1.0421	
	平成25年2月末日	5,416		1.0344	
	平成25年3月末日	5,291		1.0211	
	平成25年4月末日	5,087		1.0051	
	平成25年5月末日	4,713		0.9894	
	平成25年6月末日	4,362		0.9431	
	平成25年7月末日	4,170		0.9532	
	平成25年8月末日	3,776		0.9286	
	平成25年9月30日	3,434		0.9431	

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。（以下同じ。）

新興国ハイイールド債券ファンド 豪ドルコース

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間	平成25年3月19日	1,121	1,130	1.2721	1.2826
第2特定期間	平成25年9月19日	739	751	1.0387	1.0567
	平成24年9月末日	3,421		1.0000	
	平成24年10月末日	3,850		1.0346	
	平成24年11月末日	3,944		1.0782	
	平成24年12月末日	1,810		1.1471	
	平成25年1月末日	1,373		1.2403	
	平成25年2月末日	1,159		1.2130	
	平成25年3月末日	1,014		1.2549	
	平成25年4月末日	908		1.2583	
	平成25年5月末日	953		1.1998	
	平成25年6月末日	837		1.0617	
	平成25年7月末日	789		1.0342	
	平成25年8月末日	710		0.9890	
	平成25年9月30日	704		1.0361	

新興国ハイイールド債券ファンド 新興国資源通貨コース

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1特定期間	平成25年3月19日	1,594	1,608	1.2314	1.2424
第2特定期間	平成25年9月19日	1,164	1,184	1.0117	1.0297
	平成24年9月末日	2,565		1.0000	
	平成24年10月末日	2,819		1.0261	
	平成24年11月末日	3,075		1.0464	
	平成24年12月末日	2,637		1.1355	
	平成25年1月末日	2,150		1.1998	
	平成25年2月末日	1,661		1.2136	
	平成25年3月末日	1,522		1.2059	
	平成25年4月末日	1,509		1.2291	
	平成25年5月末日	1,565		1.1866	
	平成25年6月末日	1,423		1.0823	
	平成25年7月末日	1,337		1.0665	
	平成25年8月末日	1,162		0.9892	
	平成25年9月30日	1,151		1.0027	

【分配の推移】

新興国ハイイールド債券ファンド 円コース

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	0.0260
第2特定期間	0.0390

新興国ハイイールド債券ファンド 豪ドルコース

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	0.0420
第2特定期間	0.1080

新興国ハイイールド債券ファンド 新興国資源通貨コース

計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1特定期間	0.0440
第2特定期間	0.1080

【収益率の推移】

新興国ハイイールド債券ファンド 円コース

計算期間	収益率（％）
第1特定期間	5.57
第2特定期間	5.29

（注1）収益率は期間騰落率。（以下同じ。）

（注2）小数点第3位四捨五入。（以下同じ。）

（注3）各特定期間中の分配金累計額を加算して算出。（以下同じ。）

新興国ハイイールド債券ファンド 豪ドルコース

計算期間	収益率（％）
第1特定期間	31.41
第2特定期間	9.86

新興国ハイイールド債券ファンド 新興国資源通貨コース

計算期間	収益率（％）
第1特定期間	27.54
第2特定期間	9.07

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績及び当該計算期間末の発行済み口数は次の通りです。

新興国ハイイールド債券ファンド 円コース

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間	5,733,574,336	525,178,180	5,208,396,156
第2特定期間	330,919,180	1,799,103,858	3,740,211,478

（注）第1特定期間の設定口数には当初申込期間中にかかる設定口数を含みます。（以下同じ。）

新興国ハイイールド債券ファンド 豪ドルコース

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間	4,666,780,033	3,785,387,795	881,392,238
第2特定期間	153,064,031	322,920,684	711,535,585

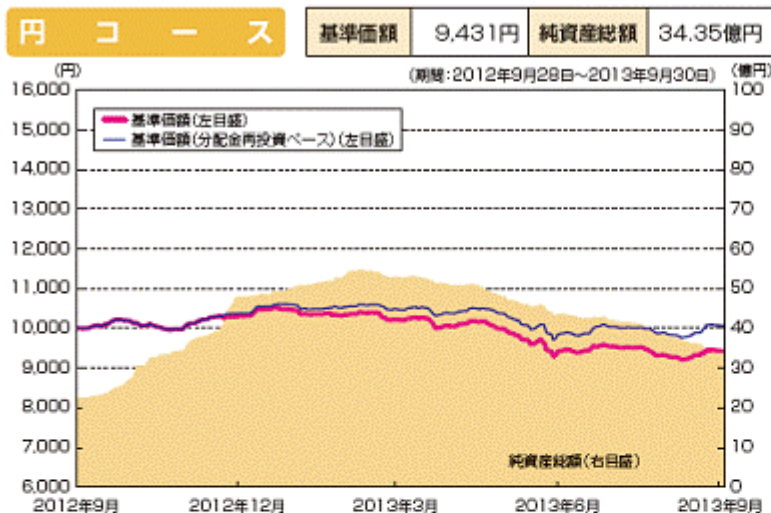
新興国ハイイールド債券ファンド 新興国資源通貨コース

計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1特定期間	4,411,938,679	3,117,249,069	1,294,689,610
第2特定期間	243,777,967	387,774,806	1,150,692,771

< 参考情報 >

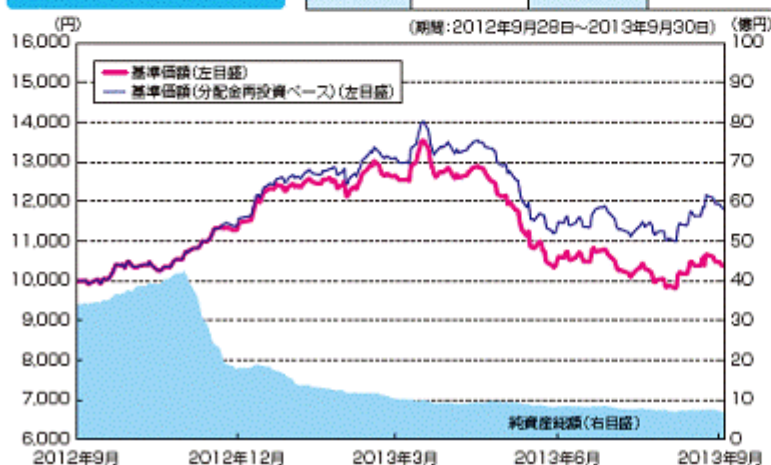
基準価額・純資産の推移

(基準価額は1万口当たり)



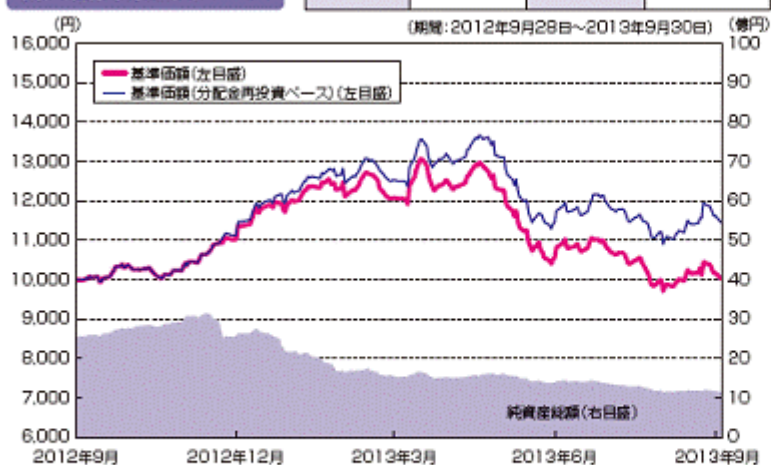
豪ドルコース

基準価額 10,361円 純資産総額 7.04億円



新興国資源通貨コース

基準価額 10,027円 純資産総額 11.51億円



※基準価額および基準価額(分配金再投資ベース)は、信託報酬控除後の値です。(以下同じ。)
 ※基準価額(分配金再投資ベース)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。(以下同じ。)

(2013年9月30日現在)

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

円 コース

2013年9月	65円
2013年8月	65円
2013年7月	65円
2013年6月	65円
2013年5月	65円
設定来累計	650円

豪ドルコース

2013年9月	180円
2013年8月	180円
2013年7月	180円
2013年6月	180円
2013年5月	180円
設定来累計	1,500円

新興国資源通貨コース

2013年9月	180円
2013年8月	180円
2013年7月	180円
2013年6月	180円
2013年5月	180円
設定来累計	1,520円

設定未	2012年9月28日以降
-----	--------------

※第1期および第2期の決算日には、約款の規定により収益分配は行っておりません。

主要な資産の状況 ※各比率は各ファンドの純資産総額に対する組入比率を表示(小数点第二位四捨五入)しています。

◆資産の組入比率

円コース

資産	比率(%)
エマーシング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(円クラス)受益証券	99.3
MHAM短期金融資産マザーファンド受益証券	0.1
現金・預金・その他の資産	0.7
合計	100.0

豪ドルコース

資産	比率(%)
エマーシング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(豪ドルクラス)受益証券	98.5
MHAM短期金融資産マザーファンド受益証券	0.5
現金・預金・その他の資産	1.0
合計	100.0

新興国資源通貨コース

資産	比率(%)
エマーシング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(新興国資源通貨クラス)受益証券	98.4
MHAM短期金融資産マザーファンド受益証券	0.2
現金・預金・その他の資産	1.4
合計	100.0

主要投資対象である投資対象ファンドの運用状況(組入上位銘柄)

●エマーシング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

順位	銘柄名	国/地域	比率(%)
1	ディジセル・グループ	ジャマイカ	3.9
2	セメックス	メキシコ	3.1
3	マルフリグ・アリメントス	ブラジル	3.1
4	ヴィンベルコム・ホールディングス	ロシア	2.9
5	エブラス・グループ	ロシア	2.7
6	エンプレサスICA	メキシコ	2.6
7	ヴィルゴリーノ・デ・オリベイラ・ファイナンス	ブラジル	2.2
8	ブラジル石油公社(ペトロプラス)	ブラジル	2.2
9	碧桂農産(カンントリー・ガーデン・ホールディングス)	中国	2.1
10	ジェービーエス・ファイナンス	ブラジル	1.9

*2013年9月27日現在

※比率は、上記外国投資信託の純資産総額に対する組入比率です。

●MHAM短期金融資産マザーファンド

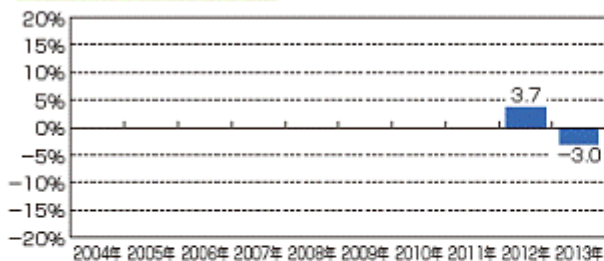
順位	銘柄名	種類(種別)	比率(%)
1	第395回国庫短期証券	国債証券	11.2
2	第393回国庫短期証券	国債証券	11.2
3	第392回国庫短期証券	国債証券	11.2
4	第389回国庫短期証券	国債証券	11.2
5	第387回国庫短期証券	国債証券	11.2
6	第385回国庫短期証券	国債証券	7.5
7	第384回国庫短期証券	国債証券	7.5
8	第378回国庫短期証券	国債証券	7.5

*2013年9月30日現在

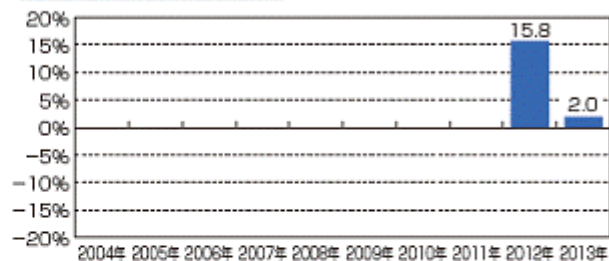
※比率は、上記マザーファンドの純資産総額に対する組入比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)

円コース



豪ドルコース



新興国資源通貨コース



※年間収益率は、基準価額(分配金再投資ベース)をもとに計算したものです。

※各ファンドにはベンチマークはありません。

※2012年は設定日(9月28日)から年末までの収益率、2013年は1月から9月末までの収益率を表示しています。

当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

運用実績については、別途開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧することができます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

- (1) 各ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。ただし、取得申込日が、ニューヨーク証券取引所の休業日もしくはロンドン証券取引所の休業日、またはニューヨークの銀行の休業日もしくはロンドンの銀行の休業日のいずれかにあたる場合には、お申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受付はいたしません。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとしします。
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

- (4) 申込単位は、販売会社が委託会社の承認を得て別に定める単位とします。申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

- (5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (6) 販売会社において金額買付（申込単位が金額にて表示されている場合）による申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。
- (7) 各コース間の乗換え（スイッチング）による受益権の取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、販売会社が別に定めるスイッチングにかかる申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。

スイッチングとは、「新興国ハイイールド債券ファンド」を構成するいずれかのファンドを換金（解約請求）すると同時に「新興国ハイイールド債券ファンド」を構成する他のファンドの取得申込みを行う取引をいい、ファンドの換金代金がそのまま取得申込代金に充当されます。

販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、スイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合、スイッチングの申込単位等を別に定める場合、スイッチングの際に「分配金受取コース」、「分配金再投資コース」間の変更を受け付けない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

スイッチングの際には、解約請求時と同様の費用および税金（課税対象者の場合）がかかりますのでご注意ください。

・換金の際には信託財産留保額（解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%）が差し引かれます。

- (8) 販売会社によっては新興国ハイイールド債券ファンドを構成するいずれかのファンドを取扱っていない場合があります。詳しくは販売会社または委託会社にお問い合わせください。

- (9) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとし、なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (10) 信託財産の効率的な運用または受益者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および同法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、非常事態（金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制導入、クーデター等）による市場の閉鎖等、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込み（スイッチングのお申込みを含みます。）の受け付けを取り消すことができます。

2 【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し1万口単位または1口単位をもって解約を請求することができます。

解約単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。また、販売会社によっては解約単位を別に設定する場合があります。

- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとします。
- (3) 解約請求受け付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までに、解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受け付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。ただし、解約請求受付日が、ニューヨーク証券取引所の休業日もしくはロンドン証券取引所の休業日、またはニューヨークの銀行の休業日もしくはロンドンの銀行の休業日のいずれかにあたる場合には、解約請求の受け付けはいたしません。
- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額（「解約価額」といいます。）とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組入れられます。

照会先の名称	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

- (5) 解約代金は、受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- (7) 委託会社は、一部解約の請求金額が多額な場合、各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託の解約請求の受け付けの停止・取消または延期、信託財産の効率的な運用または受益者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、非常事態（金融危機、重大な政策変更や資産凍結等を含む規制導入、クーデター等）による市場の閉鎖等、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この日が前記(3)に規定する一部解約の請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の一部解約の請求を受け付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象資産の時価評価方法の原則 >

外国投資信託受益証券：計算日に入手し得る直近の純資産価格（基準価額）

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額

各ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。）に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

平成24年9月28日から平成29年9月19日までとします。

ただし、委託会社が、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。なお、信託期間の延長については、「新興国ハイイールド債券ファンド」を構成する一部のファンドのみにおいて実施される場合もあります。

(4) 【計算期間】

原則として毎月20日から翌月19日までとします。ただし、第1計算期間は、平成24年9月28日から平成24年10月19日までとします。

上記の規定にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託契約の解約

- 委託会社は、各ファンドが主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合（外国投資信託が繰上償還する場合をいいます。）には、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。
- 委託会社は、次のいずれかに該当する場合、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることがあります。この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。ただし、当該信託契約の解約についての委託会社による提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合にも書面決議は行いません。
 - 信託終了前に、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。
 - やむを得ない事情が発生したとき。

- c. 信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなる時、または各ファンドの受益権の口数を合計した口数が30億口を下回ることとなる時。
3. 前記1.または2.により信託契約を解約する場合には、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
4. 委託会社は、次の事象が起きた場合、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。
 - a. 委託会社が監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたとき。
 - b. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき。ただし、監督官庁が、信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 - c. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、該当するファンドの信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「信託約款の変更等」および「書面決議」に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
2. 委託会社は、前記1.の事項（前記1.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。ただし、当該重大な約款の変更等についての委託会社による提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。
3. 投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
4. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

書面決議

1. 委託会社は、信託契約の解約または重大な約款の変更等に係る書面決議を行う場合には、あらかじめ、書面決議の日および当該決議の内容に応じて次の事項をそれぞれ定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約または信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
 - a. 信託契約の解約の場合 信託契約の解約の理由など
 - b. 重大な約款の変更等の場合 重大な約款の変更等の内容およびその理由など
2. 書面決議において、受益者（委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この2.において同じ。）は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
3. 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
4. 書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
5. 信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、前記1.の通知書面に付記します。

償還金の支払い

償還金は、原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日まで、販売会社において支払いが開始されます。

償還金は、償還日に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に対し、お支払いします。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- 1．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- 2．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改ならびに受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

- 1．委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則2年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
- 2．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとし、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 3．委託会社と各ファンドの投資顧問会社であるレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社との間の外部委託契約の契約期間は、各ファンドの信託契約の期間と同一です。ただし、外部委託契約のいずれの当事者も、90日前の通知をもって当該契約を解約できます。なお、当該契約は、日本法を準拠法とします。

信託事務処理の再信託

受託会社は、各ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.mizuho-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、3月と9月の決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて交付いたします。

4 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとし、

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）にお支払いします。なお、「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に

に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されません。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

- (1) 各ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 各ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 各ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期特定期間の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【新興国ハイイールド債券ファンド 円コース】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期特定期間 (平成25年 3 月19日現在)	当期特定期間 (平成25年 9 月19日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	84,653,625	101,390,404
投資信託受益証券	5,352,259,246	3,494,467,264
親投資信託受益証券	2,300,902	2,302,029
未収入金	10,000,000	98,000,000
未収利息	185	138
流動資産合計	5,449,213,958	3,696,159,835
資産合計	5,449,213,958	3,696,159,835
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	33,854,575	24,311,374
未払解約金	46,981,699	166,453,311
未払受託者報酬	130,205	100,495
未払委託者報酬	4,991,183	3,852,260
その他未払費用	13,012	10,037
流動負債合計	85,970,674	194,727,477
負債合計	85,970,674	194,727,477
純資産の部		
元本等		
元本	5,208,396,156	3,740,211,478
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	154,847,128	238,779,120
元本等合計	5,363,243,284	3,501,432,358
純資産合計	5,363,243,284	3,501,432,358
負債純資産合計	5,449,213,958	3,696,159,835

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期特定期間 (自 平成24年 9 月28日 至 平成25年 3 月19日)	当期特定期間 (自 平成25年 3 月20日 至 平成25年 9 月19日)
営業収益		
受取配当金	140,175,494	178,778,320
受取利息	42,278	11,656
有価証券売買等損益	94,260,148	427,790,855
営業収益合計	234,477,920	249,000,879
営業費用		
受託者報酬	609,577	723,632
委託者報酬	23,366,934	27,739,098
その他費用	61,097	72,296
営業費用合計	24,037,608	28,535,026
営業利益又は営業損失（ ）	210,440,312	277,535,905
経常利益又は経常損失（ ）	210,440,312	277,535,905
当期純利益又は当期純損失（ ）	210,440,312	277,535,905
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	4,632,946	13,719,031
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	154,847,128
剰余金増加額又は欠損金減少額	86,451,379	55,754,641
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	227,239	51,602,790
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	86,224,140	4,151,851
剰余金減少額又は欠損金増加額	14,607,445	8,842,717
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	14,607,445	8,081,852
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	760,865
分配金	122,804,172	176,721,298
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	154,847,128	238,779,120

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期特定期間 (自 平成25年3月20日 至 平成25年9月19日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券・親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	期別	前期特定期間 (平成25年3月19日現在)	当期特定期間 (平成25年9月19日現在)
1 特定期間末日の受益権総口数		5,208,396,156口	3,740,211,478口
2 元本の欠損金額			純資産額は元本を238,779,120円下回っております。
3 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)		1.0297 円 (10,297 円)	0.9362 円 (9,362 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

<p style="text-align: center;">前期特定期間 (自 平成24年9月28日 至 平成25年3月19日)</p>	<p style="text-align: center;">当期特定期間 (自 平成25年3月20日 至 平成25年9月19日)</p>
<p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <p>1 信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額</p> <p style="text-align: right;">2,456,813</p> <p>(注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額となっております。</p> <p>2 分配金の計算過程</p> <p>約款の規定により、第1期計算期間（平成24年9月28日から平成24年10月19日）から、第2期計算期間（平成24年10月20日から平成24年11月19日）については収益分配を行いません。</p> <p>第3期計算期間（平成24年11月20日から平成24年12月19日）末に、費用控除後の配当等収益（44,366,556円）、有価証券売買等損益（5,152,468円）、収益調整金（39,712,383円）、分配準備積立金（52,671,676円）より、分配対象収益は141,903,083円（1万口当たり358円）であり、うち25,710,766円（1万口当たり65円）を分配金額としております。</p> <p>第4期計算期間（平成24年12月20日から平成25年1月21日）末に、費用控除後の配当等収益（28,031,355円）、有価証券売買等損益（102,428,314円）、収益調整金（66,482,235円）、分配準備積立金（73,295,155円）より、分配対象収益は270,237,059円（1万口当たり574円）であり、うち30,567,835円（1万口当たり65円）を分配金額としております。</p> <p>第5期計算期間（平成25年1月22日から平成25年2月19日）末に、費用控除後の配当等収益（23,089,500円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（88,222,219円）、分配準備積立金（169,822,405円）より、分配対象収益は281,134,124円（1万口当たり559円）であり、うち32,670,996円（1万口当たり65円）を分配金額としております。</p> <p>第6期計算期間（平成25年2月20日から平成25年3月19日）末に、費用控除後の配当等収益（29,970,031円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（102,885,734円）、分配準備積立金（155,931,186円）より、分配対象収益は288,786,951円（1万口当たり554円）であり、うち33,854,575円（1万口当たり65円）を分配金額としております。</p>	<p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <p>1 信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額</p> <p style="text-align: right;">2,888,097</p> <p>(注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額となっております。</p> <p>2 分配金の計算過程</p> <p>第7期計算期間（平成25年3月20日から平成25年4月19日）末に、費用控除後の配当等収益（24,514,398円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（107,251,521円）、分配準備積立金（145,525,002円）より、分配対象収益は277,290,921円（1万口当たり539円）であり、うち33,398,179円（1万口当たり65円）を分配金額としております。</p> <p>第8期計算期間（平成25年4月20日から平成25年5月20日）末に、費用控除後の配当等収益（29,922,596円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（104,091,810円）、分配準備積立金（128,325,733円）より、分配対象収益は262,340,139円（1万口当たり537円）であり、うち31,713,058円（1万口当たり65円）を分配金額としております。</p> <p>第9期計算期間（平成25年5月21日から平成25年6月19日）末に、費用控除後の配当等収益（23,725,044円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（102,501,007円）、分配準備積立金（121,655,470円）より、分配対象収益は247,881,521円（1万口当たり524円）であり、うち30,730,202円（1万口当たり65円）を分配金額としております。</p> <p>第10期計算期間（平成25年6月20日から平成25年7月19日）末に、費用控除後の配当等収益（24,924,103円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（97,173,541円）、分配準備積立金（109,062,440円）より、分配対象収益は231,160,084円（1万口当たり516円）であり、うち29,104,118円（1万口当たり65円）を分配金額としております。</p> <p>第11期計算期間（平成25年7月20日から平成25年8月19日）末に、費用控除後の配当等収益（21,312,830円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（91,787,421円）、分配準備積立金（99,349,431円）より、分配対象収益は212,449,682円（1万口当たり502円）であり、うち27,464,367円（1万口当たり65円）を分配金額としております。</p> <p>第12期計算期間（平成25年8月20日から平成25年9月19日）末に、費用控除後の配当等収益（22,755,903円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（81,326,588円）、分配準備積立金（83,421,067円）より、分配対象収益は187,503,558円（1万口当たり501円）であり、うち24,311,374円（1万口当たり65円）を分配金額としております。</p>

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期特定期間 （自 平成24年9月28日 至 平成25年3月19日）	当期特定期間 （自 平成25年3月20日 至 平成25年9月19日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、トレーディング部門が行っております。また、コンプライアンス・リスク管理部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行うとともにポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

2. 金融商品の時価に関する事項

項目	前期特定期間 (平成25年3月19日現在)	当期特定期間 (平成25年9月19日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 投資信託受益証券、親投資信託受益証券</p> <p>原則として、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 投資信託受益証券、親投資信託受益証券</p> <p>同左</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>同左</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

前期特定期間（自 平成24年9月28日 至 平成25年3月19日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	6,763,816
親投資信託受益証券	0
合計	6,763,816

当期特定期間（自 平成25年3月20日 至 平成25年9月19日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	39,747,847
親投資信託受益証券	226
合計	39,748,073

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期特定期間 （自 平成24年9月28日 至 平成25年3月19日）	当期特定期間 （自 平成25年3月20日 至 平成25年9月19日）
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項 目	期別	前期特定期間 （平成25年3月19日現在）	当期特定期間 （平成25年9月19日現在）
1 期首元本額		2,251,021,824 円	5,208,396,156 円
期中追加設定元本額		3,482,552,512 円	330,919,180 円
期中一部解約元本額		525,178,180 円	1,799,103,858 円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

有価証券明細表

新興国ハイイールド債券ファンド 円コース

(平成25年9月19日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券					
	日本・円	エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(円クラス)	3,714,752,062.000	3,494,467,264	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	3,714,752,062.000 1 99.8%	3,494,467,264 99.9%	
投資信託受益証券 合計				3,494,467,264	
親投資信託受益証券					
	日本・円	MHAM短期金融資産マザーファンド	2,253,798	2,302,029	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	2,253,798 1 0.1%	2,302,029 0.1%	
親投資信託受益証券 合計				2,302,029	
合計				3,496,769,293	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【新興国ハイイールド債券ファンド 豪ドルコース】
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期特定期間 (平成25年 3 月19日現在)	当期特定期間 (平成25年 9 月19日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	12,162,661	14,994,149
投資信託受益証券	1,115,962,916	734,034,642
親投資信託受益証券	3,501,372	3,503,087
未収入金	22,000,000	4,000,000
未収利息	26	20
流動資産合計	1,153,626,975	756,531,898
資産合計	1,153,626,975	756,531,898
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	9,254,618	12,807,640
未払解約金	22,061,760	3,886,460
未払受託者報酬	28,723	19,702
未払委託者報酬	1,101,079	755,251
その他未払費用	2,863	1,958
流動負債合計	32,449,043	17,471,011
負債合計	32,449,043	17,471,011
純資産の部		
元本等		
元本	881,392,238	711,535,585
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	239,785,694	27,525,302
元本等合計	1,121,177,932	739,060,887
純資産合計	1,121,177,932	739,060,887
負債純資産合計	1,153,626,975	756,531,898

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期特定期間 (自 平成24年 9 月28日 至 平成25年 3 月19日)	当期特定期間 (自 平成25年 3 月20日 至 平成25年 9 月19日)
営業収益		
受取配当金	117,583,397	46,832,058
受取利息	41,432	3,549
有価証券売買等損益	564,364,288	145,926,559
営業収益合計	681,989,117	99,090,952
営業費用		
受託者報酬	371,509	138,500
委託者報酬	14,241,067	5,309,314
その他費用	37,391	13,786
営業費用合計	14,649,967	5,461,600
営業利益又は営業損失()	667,339,150	104,552,552
経常利益又は経常損失()	667,339,150	104,552,552
当期純利益又は当期純損失()	667,339,150	104,552,552
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	162,290,575	3,686,339
期首剰余金又は期首欠損金()	-	239,785,694
剰余金増加額又は欠損金減少額	99,367,574	33,094,786
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	99,367,574	33,094,786
剰余金減少額又は欠損金増加額	311,580,139	63,068,265
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	311,580,139	63,068,265
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	53,050,316	81,420,700
期末剰余金又は期末欠損金()	239,785,694	27,525,302

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期特定期間 (自 平成25年3月20日 至 平成25年9月19日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券・親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	期別	前期特定期間 (平成25年3月19日現在)	当期特定期間 (平成25年9月19日現在)
1 特定期間末日の受益権総口数		881,392,238口	711,535,585口
2 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)		1.2721 円 (12,721 円)	1.0387 円 (10,387 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

<p style="text-align: center;">前期特定期間 (自 平成24年9月28日 至 平成25年3月19日)</p>	<p style="text-align: center;">当期特定期間 (自 平成25年3月20日 至 平成25年9月19日)</p>
<p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <p>1 信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額</p> <p style="text-align: right;">1,489,891</p> <p>(注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額となっております。</p> <p>2 分配金の計算過程</p> <p>約款の規定により、第1期計算期間（平成24年9月28日から平成24年10月19日）から、第2期計算期間（平成24年10月20日から平成24年11月19日）については収益分配を行いません。</p> <p>第3期計算期間（平成24年11月20日から平成24年12月19日）末に、費用控除後の配当等収益（33,221,120円）、有価証券売買等損益（135,146,173円）、収益調整金（28,731,391円）、分配準備積立金（58,874,672円）より、分配対象収益は255,973,356円（1万口当たり1,425円）であり、うち18,849,339円（1万口当たり105円）を分配金額としております。</p> <p>第4期計算期間（平成24年12月20日から平成25年1月21日）末に、費用控除後の配当等収益（14,611,349円）、有価証券売買等損益（143,911,443円）、収益調整金（39,298,144円）、分配準備積立金（144,937,217円）より、分配対象収益は342,758,153円（1万口当たり2,492円）であり、うち14,440,829円（1万口当たり105円）を分配金額としております。</p> <p>第5期計算期間（平成25年1月22日から平成25年2月19日）末に、費用控除後の配当等収益（9,537,315円）、有価証券売買等損益（10,169,774円）、収益調整金（37,562,145円）、分配準備積立金（202,790,237円）より、分配対象収益は260,059,471円（1万口当たり2,599円）であり、うち10,505,530円（1万口当たり105円）を分配金額としております。</p> <p>第6期計算期間（平成25年2月20日から平成25年3月19日）末に、費用控除後の配当等収益（10,225,036円）、有価証券売買等損益（18,525,706円）、収益調整金（41,367,233円）、分配準備積立金（178,922,337円）より、分配対象収益は249,040,312円（1万口当たり2,825円）であり、うち9,254,618円（1万口当たり105円）を分配金額としております。</p>	<p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <p>1 信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額</p> <p style="text-align: right;">552,702</p> <p>(注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額となっております。</p> <p>2 分配金の計算過程</p> <p>第7期計算期間（平成25年3月20日から平成25年4月19日）末に、費用控除後の配当等収益（6,368,455円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（34,990,303円）、分配準備積立金（160,260,786円）より、分配対象収益は201,619,544円（1万口当たり2,795円）であり、うち12,983,201円（1万口当たり180円）を分配金額としております。</p> <p>第8期計算期間（平成25年4月20日から平成25年5月20日）末に、費用控除後の配当等収益（6,519,007円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（55,734,844円）、分配準備積立金（148,782,374円）より、分配対象収益は211,036,225円（1万口当たり2,712円）であり、うち14,003,355円（1万口当たり180円）を分配金額としております。</p> <p>第9期計算期間（平成25年5月21日から平成25年6月19日）末に、費用控除後の配当等収益（7,065,718円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（60,987,589円）、分配準備積立金（137,817,646円）より、分配対象収益は205,870,953円（1万口当たり2,594円）であり、うち14,284,721円（1万口当たり180円）を分配金額としております。</p> <p>第10期計算期間（平成25年6月20日から平成25年7月19日）末に、費用控除後の配当等収益（7,559,516円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（60,696,073円）、分配準備積立金（126,755,232円）より、分配対象収益は195,010,821円（1万口当たり2,513円）であり、うち13,968,067円（1万口当たり180円）を分配金額としております。</p> <p>第11期計算期間（平成25年7月20日から平成25年8月19日）末に、費用控除後の配当等収益（6,061,591円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（58,959,897円）、分配準備積立金（114,495,945円）より、分配対象収益は179,517,433円（1万口当たり2,416円）であり、うち13,373,716円（1万口当たり180円）を分配金額としております。</p> <p>第12期計算期間（平成25年8月20日から平成25年9月19日）末に、費用控除後の配当等収益（6,909,132円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（58,069,946円）、分配準備積立金（101,162,719円）より、分配対象収益は166,141,797円（1万口当たり2,334円）であり、うち12,807,640円（1万口当たり180円）を分配金額としております。</p>

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期特定期間 （自 平成24年9月28日 至 平成25年3月19日）	当期特定期間 （自 平成25年3月20日 至 平成25年9月19日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	<p>運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、トレーディング部門が行っております。また、コンプライアンス・リスク管理部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行うとともにポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

2. 金融商品の時価に関する事項

項目	前期特定期間 (平成25年3月19日現在)	当期特定期間 (平成25年9月19日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 投資信託受益証券、親投資信託受益証券</p> <p>原則として、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 投資信託受益証券、親投資信託受益証券</p> <p>同左</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>同左</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

前期特定期間（自 平成24年9月28日 至 平成25年3月19日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	39,499,962
親投資信託受益証券	0
合計	39,499,962

当期特定期間（自 平成25年3月20日 至 平成25年9月19日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	29,481,775
親投資信託受益証券	343
合計	29,482,118

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期特定期間 （自 平成24年9月28日 至 平成25年3月19日）	当期特定期間 （自 平成25年3月20日 至 平成25年9月19日）
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項 目	期別	前期特定期間 （平成25年3月19日現在）	当期特定期間 （平成25年9月19日現在）
1	期首元本額	3,421,669,710 円	881,392,238 円
	期中追加設定元本額	1,245,110,323 円	153,064,031 円
	期中一部解約元本額	3,785,387,795 円	322,920,684 円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

有価証券明細表

新興国ハイイールド債券ファンド 豪ドルコース

(平成25年9月19日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券					
	日本・円	エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(豪ドルクラス)	684,031,910.000	734,034,642	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	684,031,910.000 1 99.3%	734,034,642 99.5%	
投資信託受益証券 合計				734,034,642	
親投資信託受益証券					
	日本・円	MHAM短期金融資産マザーファンド	3,429,692	3,503,087	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	3,429,692 1 0.5%	3,503,087 0.5%	
親投資信託受益証券 合計				3,503,087	
合計				737,537,729	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【新興国ハイイールド債券ファンド 新興国資源通貨コース】
(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期特定期間 (平成25年 3 月19日現在)	当期特定期間 (平成25年 9 月19日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	36,647,757	34,041,519
投資信託受益証券	1,588,879,304	1,159,209,620
親投資信託受益証券	2,601,019	2,602,293
未収入金	48,000,000	5,000,000
未収利息	80	46
流動資産合計	1,676,128,160	1,200,853,478
資産合計	1,676,128,160	1,200,853,478
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	14,241,585	20,712,469
未払解約金	66,004,720	14,697,150
未払受託者報酬	41,193	31,530
未払委託者報酬	1,579,131	1,208,589
その他未払費用	4,108	3,139
流動負債合計	81,870,737	36,652,877
負債合計	81,870,737	36,652,877
純資産の部		
元本等		
元本	1,294,689,610	1,150,692,771
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	299,567,813	13,507,830
元本等合計	1,594,257,423	1,164,200,601
純資産合計	1,594,257,423	1,164,200,601
負債純資産合計	1,676,128,160	1,200,853,478

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期特定期間 (自 平成24年 9 月28日 至 平成25年 3 月19日)	当期特定期間 (自 平成25年 3 月20日 至 平成25年 9 月19日)
営業収益		
受取配当金	128,384,596	98,087,979
受取利息	44,991	5,374
有価証券売買等損益	518,880,323	240,368,410
営業収益合計	647,309,910	142,275,057
営業費用		
受託者報酬	369,020	226,815
委託者報酬	14,145,803	8,694,341
その他費用	37,065	22,617
営業費用合計	14,551,888	8,943,773
営業利益又は営業損失（ ）	632,758,022	151,218,830
経常利益又は経常損失（ ）	632,758,022	151,218,830
当期純利益又は当期純損失（ ）	632,758,022	151,218,830
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	100,126,096	154,787
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	299,567,813
剰余金増加額又は欠損金減少額	188,947,451	59,337,458
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	188,947,451	59,337,458
剰余金減少額又は欠損金増加額	341,874,782	59,935,645
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	341,874,782	59,817,191
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	118,454
分配金	80,136,782	134,397,753
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	299,567,813	13,507,830

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	当期特定期間 (自 平成25年3月20日 至 平成25年9月19日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券・親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	期別	前期特定期間 (平成25年3月19日現在)	当期特定期間 (平成25年9月19日現在)
1 特定期間末日の受益権総口数		1,294,689,610口	1,150,692,771口
2 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)		1.2314 円 (12,314 円)	1.0117 円 (10,117 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

<p style="text-align: center;">前期特定期間 (自 平成24年9月28日 至 平成25年3月19日)</p>	<p style="text-align: center;">当期特定期間 (自 平成25年3月20日 至 平成25年9月19日)</p>
<p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <p>1 信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額</p> <p style="text-align: right;">1,481,581</p> <p>(注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額となっております。</p> <p>2 分配金の計算過程</p> <p>約款の規定により、第1期計算期間（平成24年9月28日から平成24年10月19日）から、第2期計算期間（平成24年10月20日から平成24年11月19日）については収益分配を行いません。</p> <p>第3期計算期間（平成24年11月20日から平成24年12月19日）末に、費用控除後の配当等収益（45,878,173円）、有価証券売買等損益（113,525,043円）、収益調整金（28,661,737円）、分配準備積立金（62,179,942円）より、分配対象収益は250,244,895円（1万口当たり1,038円）であり、うち26,515,206円（1万口当たり110円）を分配金額としております。</p> <p>第4期計算期間（平成24年12月20日から平成25年1月21日）末に、費用控除後の配当等収益（22,135,347円）、有価証券売買等損益（194,334,938円）、収益調整金（86,107,293円）、分配準備積立金（125,440,102円）より、分配対象収益は428,017,680円（1万口当たり2,047円）であり、うち22,992,457円（1万口当たり110円）を分配金額としております。</p> <p>第5期計算期間（平成25年1月22日から平成25年2月19日）末に、費用控除後の配当等収益（15,813,058円）、有価証券売買等損益（74,079,656円）、収益調整金（80,370,140円）、分配準備積立金（211,881,457円）より、分配対象収益は382,144,311円（1万口当たり2,565円）であり、うち16,387,534円（1万口当たり110円）を分配金額としております。</p> <p>第6期計算期間（平成25年2月20日から平成25年3月19日）末に、費用控除後の配当等収益（14,313,161円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（89,848,068円）、分配準備積立金（220,168,393円）より、分配対象収益は324,329,622円（1万口当たり2,505円）であり、うち14,241,585円（1万口当たり110円）を分配金額としております。</p>	<p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <p>1 信託財産の運用の指図にかかわる権限の全部または一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額</p> <p style="text-align: right;">905,761</p> <p>(注) 当該金額は、親投資信託の運用の指図に係る権限を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額のうち、信託財産に属する額となっております。</p> <p>2 分配金の計算過程</p> <p>第7期計算期間（平成25年3月20日から平成25年4月19日）末に、費用控除後の配当等収益（11,931,381円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（95,764,697円）、分配準備積立金（197,074,533円）より、分配対象収益は304,770,611円（1万口当たり2,499円）であり、うち21,946,325円（1万口当たり180円）を分配金額としております。</p> <p>第8期計算期間（平成25年4月20日から平成25年5月20日）末に、費用控除後の配当等収益（14,014,009円）、有価証券売買等損益（53,156,096円）、収益調整金（126,415,387円）、分配準備積立金（179,229,213円）より、分配対象収益は372,814,705円（1万口当たり2,937円）であり、うち22,845,807円（1万口当たり180円）を分配金額としております。</p> <p>第9期計算期間（平成25年5月21日から平成25年6月19日）末に、費用控除後の配当等収益（13,629,563円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（131,396,513円）、分配準備積立金（220,969,848円）より、分配対象収益は365,995,924円（1万口当たり2,783円）であり、うち23,669,545円（1万口当たり180円）を分配金額としております。</p> <p>第10期計算期間（平成25年6月20日から平成25年7月19日）末に、費用控除後の配当等収益（16,318,647円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（129,941,621円）、分配準備積立金（207,582,192円）より、分配対象収益は353,842,460円（1万口当たり2,729円）であり、うち23,333,260円（1万口当たり180円）を分配金額としております。</p> <p>第11期計算期間（平成25年7月20日から平成25年8月19日）末に、費用控除後の配当等収益（16,038,167円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（122,229,099円）、分配準備積立金（188,091,931円）より、分配対象収益は326,359,197円（1万口当たり2,683円）であり、うち21,890,347円（1万口当たり180円）を分配金額としております。</p> <p>第12期計算期間（平成25年8月20日から平成25年9月19日）末に、費用控除後の配当等収益（17,130,633円）、有価証券売買等損益（0円）、収益調整金（116,621,297円）、分配準備積立金（171,671,436円）より、分配対象収益は305,423,366円（1万口当たり2,654円）であり、うち20,712,469円（1万口当たり180円）を分配金額としております。</p>

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	前期特定期間 （自 平成24年9月28日 至 平成25年3月19日）	当期特定期間 （自 平成25年3月20日 至 平成25年9月19日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、トレーディング部門が行っております。また、コンプライアンス・リスク管理部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行うとともにポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左

2. 金融商品の時価に関する事項

項目	前期特定期間 (平成25年3月19日現在)	当期特定期間 (平成25年9月19日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 投資信託受益証券、親投資信託受益証券</p> <p>原則として、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 投資信託受益証券、親投資信託受益証券</p> <p>同左</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>同左</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

前期特定期間（自 平成24年9月28日 至 平成25年3月19日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	5,882,317
親投資信託受益証券	0
合計	5,882,317

当期特定期間（自 平成25年3月20日 至 平成25年9月19日）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
投資信託受益証券	10,920,009
親投資信託受益証券	255
合計	10,920,264

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

前期特定期間 （自 平成24年9月28日 至 平成25年3月19日）	当期特定期間 （自 平成25年3月20日 至 平成25年9月19日）
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項 目	期別	前期特定期間 （平成25年3月19日現在）	当期特定期間 （平成25年9月19日現在）
1 期首元本額		2,565,430,585 円	1,294,689,610 円
期中追加設定元本額		1,846,508,094 円	243,777,967 円
期中一部解約元本額		3,117,249,069 円	387,774,806 円

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

有価証券明細表

新興国ハイイールド債券ファンド 新興国資源通貨コース

(平成25年9月19日現在)

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券					
	日本・円	エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(新興国資源通貨クラス)	1,125,774,129.000	1,159,209,620	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	1,125,774,129.000 1 99.6%	1,159,209,620 99.8%	
投資信託受益証券 合計				1,159,209,620	
親投資信託受益証券					
	日本・円	MHAM短期金融資産マザーファンド	2,547,771	2,602,293	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	2,547,771 1 0.2%	2,602,293 0.2%	
親投資信託受益証券 合計				2,602,293	
合計				1,161,811,913	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

各ファンドは、「Emerging High Yield Bond Fund」及び「MHAM短期金融資産マザーファンド」を主要投資対象としております。

貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」の全額は、「Emerging High Yield Bond Fund」の各クラスの受益証券、また「親投資信託受益証券」の全額は、「MHAM短期金融資産マザーファンド」の受益証券であります。

各ファンドの状況は次の通りであります。

1 Emerging High Yield Bond Fundの状況

同ファンドは、計算期間終了後、同ファンドの有する国籍において、一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、監査人による財務諸表監査を受けております。

なお、本書に添付した同ファンドの財務諸表は、同ファンドの事務管理会社であるミズホ・トラスト・アンド・バンキング・カンパニー（USA）から入手した2012年12月31日終了年度に対する原文を委託会社が誠実に和訳したものでありますが、あくまで参考和訳であり、正確性を保証するものではありません。

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

MHAMアンブレラファンドのサブトラスト

財政状態計算書

2012年12月31日現在

（日本円で表示）

	2012年12月31日
資産	
現金及び現金同等物（注記2及び9）	1,894,098,423
損益を通じて公正価値で測定する金融資産（注記3及び9）	17,432,951,341
ユニット払込未収金	1,640,000,000
経過利息	340,982,766
先物為替予約にかかる未実現利益（注記4及び9）	23,042,223
直物為替契約にかかる未実現利益（注記4及び9）	27,707,808
売却した投資に対する未収金	24,094,687
その他資産	4,883,472
	<hr/>
資産合計	¥ <u>21,387,760,720</u>
負債	
取得した投資に対する未払金	2,481,486,687
先物為替予約にかかる未実現損失（注記4及び9）	325,036,699
未払分配金	125,747,030
未払償還金	70,000,000
未払投資運用報酬（注記5）	11,121,634
未払監査報酬	4,434,600
未払管理報酬（注記5）	2,563,042
未払保管報酬（注記5）	569,566
未払受託報酬（注記5）	403,845
直物為替契約にかかる未実現損失（注記4及び9）	33,074
	<hr/>

負債(ユニット保有者に帰属する純資産を除く)	3,021,396,177
ユニット保有者に帰属する純資産	18,366,364,543
負債合計	¥ 21,387,760,720

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド**MHAMアンブレラファンドのサブトラスト****包括利益計算書****2012年9月14日(営業開始日)から2012年12月31日までの会計期間**

(日本円で表示)

	2012年9月14日(営業 開始日)から2012年 12月31日までの会計 期間
投資収益	
利息収益(注記6)	183,331,737
先物為替予約にかかる純実現損失	(237,661,336)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産における純実現損失	(13,374,264)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び先物為替予約にかかる未実現評価益の純変動	1,368,353,521
収益合計	1,300,649,658
費用	
投資運用報酬(注記5)	11,391,301
監査報酬	4,434,600
管理報酬(注記5)	2,563,042
保管報酬(注記5)	569,566
受託報酬(注記5)	403,845
その他費用	266,475
営業費用合計	19,628,829
純営業利益	1,281,020,829
金融費用	
ユニット保有者に対する分配金(注記7)	(312,656,286)
ユニット保有者に帰属する営業活動及び包括利益合計による純資産の純増加	¥ 968,364,543

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンドMHAMアンブレラファンドのサブトラストユニット保有者に帰属する純資産変動計算書2012年9月14日（営業開始日）から2012年12月31日までの会計期間

（日本円で表示）

	ユニット保有者に帰 属する純資産
2012年9月14日現在の残高	¥ -
期中に発行したユニット（注記8）	20,741,000,000
期中に償還したユニット（注記8）	(3,343,000,000)
期中におけるユニット保有者に帰属する営業活動による純資産の純増加	968,364,543
2012年12月31日現在の残高	¥ <u>18,366,364,543</u>

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
MHAMアンブレラファンドのサブトラスト
キャッシュ・フロー計算書
2012年9月14日（営業開始日）から2012年12月31日までの会計期間
（日本円で表示）

	2012年9月14日（営業 開始日）から2012年 12月31日までの会計 期間
営業活動によるキャッシュ・フロー	
営業活動及び包括利益合計による純資産の純増加	968,364,543
営業活動及び包括利益合計による純資産の純増加額と営業活動による正味現金との調整にかかる修正	
ユニット保有者に対する分配金	312,656,286
損益を通じて公正価値で測定する金融資産にかかる純実現損失	13,374,264
損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び先物為替予約にかかる未実現評価益の純変動	(1,368,353,521)
純プレミアム償却	14,933,528
営業にかかる資産及び負債の変動額	
経過利息の増加	(340,982,766)
売却した投資に対する未収金の増加	(24,094,687)
その他資産の増加	(4,883,472)
取得した投資に対する未払金の増加	2,481,486,687
未払投資運用報酬の増加	11,121,634
未払監査報酬の増加	4,434,600
未払管理報酬の増加	2,563,042
未払保管報酬の増加	569,566
未払受託報酬の増加	403,845

営業活動によるキャッシュ・フロー	2,071,593,549
投資活動によるキャッシュ・フロー	
損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取得	(17,808,084,699)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産の売却	1,989,498,829
投資活動によるキャッシュ・フロー	(15,818,585,870)
財務活動によるキャッシュ・フロー	
ユニット保有者に対する発行による収入	19,101,000,000
ユニット保有者に対する償還金	(3,273,000,000)
ユニット保有者に対する分配金	(186,909,256)
財務活動によるキャッシュ・フロー	15,641,090,744
現金及び現金同等物の純変動	1,894,098,423
現金及び現金同等物の期首残高	-
現金及び現金同等物の期末残高	¥ 1,894,098,423
追加のキャッシュ・フロー情報開示	
受取利息	¥ 129,223,111

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

MHAMアンブレラファンドのサブトラスト

財務諸表の注記

2012年9月14日(営業開始日)から2012年12月31日までの会計期間

1. 組織

MHAMアンブレラファンド(「トラスト」)は、2009年9月29日付の信託宣言書(「信託約款」)によってケイマン諸島の法律の下に設立された免税ユニットトラストである。トラストは、2009年11月2日に営業を開始した。トラストの営業場所はP.O. Box 694、ドクター・ロイズ・ドライブ、ジョージタウン、グランド・ケイマン KY1-1107、ケイマン諸島である。

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド(「クラスファンド」)はトラストの3つのサブトラストの1つである。クラスファンドの投資目的は、主に新興市場の米ドル建てハイイールド債券への分散投資を通じて、インカムゲインと中長期的な値上がり益による高いトータルリターンをユニット保有者に提供することである。クラスファンドはまた、保有する米ドル建て資産に対するエクスポージャーのヘッジと指定通貨又は各クラスの通貨にエクスポージャーをとる目的で、各クラスに関して先物為替予約を行う予定である。

2. 重要な会計方針

これらの財務書類の作成において適用した重要な会計方針は以下の通りである。別段の記載がある場合を除き、これらの方針は一貫して適用されている。

作成の基本：

クラスファンドの財務諸表は、国際会計基準審議会が発行する国際財務報告基準(IFRS)に準拠して作成されている。本財務諸表は、損益を通じて公正価値で測定される金融資産及び金融負債(デリバティブ金融商品を含む)を再評価することで修正された取得原価主義に基づいて作成されている。

IFRSに適合した財務諸表作成では、一定の重要な会計上の見積りを使用することが求められている。また、受託会社はクラスファンドの会計方針の適用過程で判断を下すことも求められる。高度な判断や複雑性を伴う分野又は仮定及び見積りが財務諸表に対して重要な分野は、注記2、9、10に開示されている。

本文書を通じて純資産に言及する箇所は全て別途明記しない限り、参加ユニットの保有者に帰属する純資産のことである。参加ユニットの各クラスのユニット当たり純資産に関する情報は、注記8に記載するとおり、資産合計から負債合計（ユニット保有者に帰属する純資産を除く）を差し引いた額を発行済みユニット数で割ったものである。

(a)2012年9月14日時点で有効な基準及び既存基準の変更

2012年に適用される新たな基準、解釈又は既存基準の変更で、クラスファンドに重大な影響を与えると予想されるものはない。

(b)すでに発表された新基準、変更及び解釈で、2012年9月14日を期首とする期間には適用されず、早期適用もされていないもの

IFRS 9「金融商品」：この基準は2015年1月1日以降に始まる事業年度に適用されるもので、一定の複合契約を含む金融資産及び金融負債の分類・測定方法を規定している。本基準は、IAS 39の要件に比べ、金融資産の分類及び測定に対するアプローチを改善し、簡素化している。金融負債の分類及び測定に関するIAS 39の要件のほとんどは、IAS 39から変更されていない。本基準は金融資産の分類に関して一貫したアプローチを採用しており、独自の分類区分を有していたIAS 39における多くの金融商品区分に置き換わるものである。クラスファンドは引き続きその金融資産及び金融負債を（ロングとショートのいずれについても）損益を通じて公正価値で評価するものに分類すると予想されるため、本基準がクラスファンドの財務状態又は業績に大きな影響を与えることは予想されていない。

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

MHAMアンブレラファンドのサブトラスト

財務諸表の注記

2012年9月14日（営業開始日）から2012年12月31日までの会計期間

2. 重要な会計方針

IFRS 10「連結財務諸表」：この基準は2013年1月1日以降に始まる事業年度に適用されるもので、既存の原則をベースにした上で、ある事業体を親会社の連結財務諸表に含めるべきか否かの決定要因として支配の概念を認定したものである。本基準は、支配関係を判断するのが難しい場合に支配関係の判断を手助けするための、追加指針を提供している。この新基準はクラスファンドの財務状態又は業績に影響しないものと予想される。

IFRS 12「他の事業体への関与の開示」：これは2013年1月1日以降に始まる事業年度に適用される基準で、共同契約事業体、関連会社、特別目的事業体及びその他の簿外事業体を含む他の事業体に対するあらゆる形態の関与に関しての開示の要件を含んでいる。この新基準はクラスファンドの財務状態又は業績に影響しないものと予想される。

投資事業体を対象とするIFRS 10及びIFRS 12への修正は、2014年1月1日以降に始まる事業期間に適用されるもので、多くの投資ファンド及びこれに類する事業体は子会社の大半を連結する規定を免除されることになる。代わりに、これらの事業体は「子会社」を、損益を通じて公正価値で測定する。本基準の修正は、「投資事業体」の定義を満たし、特定の特性を持つ事業体に対して規定免除を認めている。IFRS12も修正され、投資事業体の開示義務が導入された。新たな基準はクラスファンドの現在の連結に影響しないと予想される。

IFRS 13「公正価値測定」：本基準は2013年1月1日以降に始まる事業年度に適用される。本基準はIFRSのあらゆる領域において使用される公正価値の正確な定義、及び公正価値測定の単一ソースと開示要件を規定することで、継続性の向上と複雑性の低減を図っている。この要件は公正価値会計の使用を拡大するものではなく、公正価値の使用がIFRSの他の基準により既に要求又は許容されている場合にそれをどのように適用すべきかについて、指針を提供するものである。公正価値で測定された資産又は負債にビッド価格及びアスク価格が存在する場合、この基準は公正価値を最もよく表しているビッドとアスクの間の価格に基づいて評価を行うことを要求しており、ビッドとアスクの値幅内で公正価値を測定する実際的方法として、市場参加者に使用されている市場中値又はその他の価格決定慣行の使用を認めている。本基準を採用した場合は、クラスファンドの募集案内書に記載された発行及び償還に関するユニット当たり取引価額の計算のためのインプットとの調和を図るため、クラスファンドは上場されている金融資産及び金融負債に関する評価のインプットを直近の取引価格に変更することを予定している。

IAS 32「金融商品：表示」：この変更は、財務状態計算書における金融資産と金融負債の相殺に関する一部要件を明確にしている。これに関しては、IFRS 7「金融商品：開示」の変更も発表されている。これらの新IFRS 7の開示は、IFRSベースと米国GAAPベースの比較を容易にすることを目的としている。IFRS 7の収斂された相殺開示は、2013年1月1日以降に始まる事業年度を適用日として遡及的に適用される。IAS 32の変更は、2014年1月1日以降に始まる事業年度を適用日として、遡及的に適用される。将来においてカウンターパーティーのデフォルトなど一部事象が発生した場合にのみ相殺の法的権利を執行できることが規定されているマスター・ネットリング契約は、引き続き相殺要件を充足しない。開示は、財務状態計算書において相殺対象として認識されている金融商品、並びに相殺されたか否かにかかわらずマスター・ネットリング契約又は同様契約の対象として認識されている金融商品の、定量的情報に焦点を当てている。この新たな変更は、クラスファンドの財務状態や業績に重大な影響を及ぼさないと予想される。

そのほかに、まだ適用されていない新基準、解釈又は既存基準の変更で、クラスファンドに大きな影響を与えらると思われるものはない。

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

MHAMアンブレラファンドのサブトラスト

財務諸表の注記

2012年9月14日（営業開始日）から2012年12月31日までの会計期間

2. 重要な会計方針

報告された全年度を通じ一貫して適用されているクラスファンドの重要な会計方針は（別途明記されている場合を除く）、以下の通りである。

損益を通じて公正価値で測定される金融資産及び金融負債：クラスファンドは、投資を損益を通じて公正価値で測定される金融資産又は負債として分類している。クラスファンドは取引日ベースで証券取引を計上し、売却又は取得した証券の費用又は売却による収入を先入先出法で認識している。取引費用は発生時に費用として計上され、損益を通じて公正価値で測定される金融資産及び負債における利益／（損失）に含まれる。実現損益及び未実現損益は、収益として包括利益計算書に計上される。広く認められている証券取引所で取引されている証券は、当期間の最終取引日に取引された市場が公表する相場価格を参照して評価されている。広く認められている価格算出業者から市場価格を取得することが難しい投資又はその他資産は、投資サービス企業（ブローカー、ディーラー又はその他事業体）から取得した価格又は受託会社が運用会社からアドバイスを受けて採択した手続に従って誠実に判断した公正価値で評価される。プレミアム及びディスカウントは、それらが関連する投資の満期まで実効金利法で償却される。

損益を通じて公正価値で測定される金融資産及び金融負債は、クラスファンドの文書化された投資戦略に従い公正価値に基づいて管理され、パフォーマンス評価される。クラスファンドの方針では、運用会社（注記5）は投資判断を下すために金融資産及び負債に関する情報をその他関連する財務情報と合わせて公正価値に基づいて評価することとしている。

現金及び現金同等物：現金及び現金同等物とは、要求に応じてすぐに使える全ての現金、直前の通知で使える全ての現金及び当初からの満期までの期間が3ヶ月以下の全ての預金である。2012年12月31日現在のクラスファンドの現金及び現金同等物の残高は、クラスファンドのカストディアン（注記5）が保管している。

費用：費用は発生主義に基づいて計上されている。

利息収益：利息収益は実効金利を用いて発生主義に基づき認識されている。

所得税：現行のケイマン諸島法では、クラスファンドが支払うべき所得税、遺産税、移転税、消費税又はその他ケイマン諸島税はない。従って、本財務諸表では所得税に対する引当を行っていない。クラスファンドが得た利息収益は通常海外の源泉徴収税の対象である。金利に対する源泉徴収税は、包括利益計算書に別の勘定科目として記載している。

クラスファンドは、ケイマン諸島以外の国に実質的に所在する事業体が発行する証券に投資している。これら諸外国には、クラスファンドのような非居住者に対してキャピタルゲイン課税を課す可能性を指摘する税制の所も多い。通常、これらキャピタルゲイン課税は申告納税によって判断する必要があるため、これら税金はクラスファンドのブローカーによって「源泉」控除されない可能性がある。

2012年12月31日時点で、クラスファンドは外国のキャピタルゲイン課税に関連する納税義務はゼロと評価している。しかしながら、外国の税務当局が場合によっては事前通告なしにクラスファンドが上げたキャピタルゲインに対して遡及的に納税を求め始める危険性もある。いかなる遡及的施行もクラスファンドにとって大きな損失となる可能性がある。

分配金：ユニット保有者への分配金は金融費用として包括利益計算書（注記7）に計上され、受託会社が分配を宣言した時点で認識される。

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

MHAMアンブレラファンドのサブトラスト

財務諸表の注記

2012年9月14日（営業開始日）から2012年12月31日までの会計期間

2. 重要な会計方針

先物為替予約：先物為替予約は公正価値で計上される。投資の売却と外国為替契約にかかる純実現利益には、同一カウンターパーティーとの間のその他契約で決済又は相殺された契約にかかる純損益が含まれる。

未決済の先物為替予約にかかる未実現損益は、契約上のレートと公の情報源で報告される評価日のレートに基づいて先物為替予約の額面に対して適用される先渡レートとの差として計算される。

外国通貨換算：日本円以外の通貨建て資産及び負債は、評価日における現行為替レートで換算される。外国為替収益及び費用項目は、取引日の為替レートで換算される。外国為替にかかる損益は発生した期における包括利益計算書に含まれる。クラスファンドは、投資にかかる為替レートの変動によって発生した営業結果の部分を、保有する証券の市場価格の変動から発生した変動部分と分離していない。こうした変動は投資にかかる純実現及び未実現利益に含まれる。

損益配分：受託会社が特定のクラスに異なる報酬・費用及び配分を設定し反映させることが適切であるとみなさない限り、あるいは受託会社が公平であるとみなす理由がない限り、クラス純資産価額の決定にあたり、クラスファンドの資産と負債はクラスファンドのクラス純資産価額に応じた割合ですべてのクラスに割り振られるものとする。各クラスで契約された先物為替予約に関する損益、費用及び報酬は、クラス純資産価額の計算上、該当するクラスのみに関与する。

機能通貨と表示通貨：クラスファンドの財務諸表に含まれる勘定項目は、クラスファンドの資本活動が日本円で取引されているため、日本円（「機能通貨」）で測定されている。また、クラスファンドは日本円を表示通貨として採用している。

参加ユニット：クラスファンドは4クラスの参加ユニット（注記8）を発行しており、これらは保有者の選択により償還することができ、同一の権利を持たない。こうした参加ユニットは金融負債に分類される。保有者は、営業日であればいつでもクラスファンドの純資産の持分に応じた現金でクラスファンドに対して参加ユニットを償還できる。ユニット保有者がクラスファンドに対して持分を償還する権利を行使した場合、参加ユニットは財政状態計算書日付で未払いの償還額に計上される。

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンドMHAMアンブレラファンドのサブトラスト財務諸表の注記2012年9月14日（営業開始日）から2012年12月31日までの会計期間3. 損益を通じて公正価値で測定される金融資産

損益を通じて公正価値で測定される金融資産は、以下の通りである。

	2012年12月31日	
	償却原価	公正価値
社債		
航空会社	40,755,739	45,616,773
乗用車・貨物自動車	122,773,549	135,021,586
建材 - セメント	1,473,153,002	1,636,367,283
建物及び建設製品	577,869,016	646,961,949
建物 - 住宅用・商業用	237,519,295	269,407,653
建物 - 重量構造物	599,363,316	646,536,735
セルラー通信	1,876,851,742	2,108,226,301
消費財 - 多種多様な製品	59,736,561	66,340,273
多角企業	382,711,462	405,026,388
多様な鉱石	472,123,312	482,150,900
電気 - 配電	131,085,495	146,223,127
食品 - 精肉	941,514,875	1,036,998,547
医療 - 医薬品	179,378,038	204,984,742
各種金属	517,250,353	605,994,117
石油会社	1,173,068,227	1,263,479,933
石油会社 - 探査及び製品	575,146,370	624,568,270
紙及び関連製品	639,914,393	714,953,163
不動産運営 / 開発	1,194,249,256	1,320,645,685
鋼鉄 - 製造業者	1,096,773,765	1,215,810,333
鋼鉄 - 特殊製品	303,570,830	330,708,965
砂糖	504,711,574	555,005,878
電気通信サービス	60,468,412	67,027,670
電話 - 総合	242,044,931	261,918,920
輸送 - サービス	124,985,751	134,234,647
旅行・宿泊	127,536,759	137,743,071
その他	878,169,985	943,255,030
ウェブ・ポータル / ISP	210,919,531	237,918,180
	14,743,645,539	16,243,126,119
国債		
国債	1,046,632,539	1,189,825,222
	1,046,632,539	1,189,825,222
	¥ 15,790,278,078	¥ 17,432,951,341

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンドMHAMアンブレラファンドのサブトラスト財務諸表の注記2012年9月14日（営業開始日）から2012年12月31日までの会計期間3. 損益を通じて公正価値で測定される金融資産

	2012年12月31日	
	償却原価	公正価値
発行国別		
オーストリア	245,606,894	276,525,885
バミューダ	1,389,568,317	1,528,041,426
ブラジル	179,378,038	204,984,742
ケイマン諸島	4,090,671,642	4,445,117,617
チリ	247,759,300	269,256,233
ドイツ	144,174,481	161,603,089
香港	303,570,830	330,708,965
インドネシア	117,488,528	128,805,132
アイルランド	640,879,042	701,584,051
ルクセンブルグ	1,563,278,117	1,727,068,379
メキシコ	2,887,810,030	3,185,946,272
オランダ	1,263,074,412	1,407,734,536
パナマ	131,085,495	146,223,127
ペルー	236,836,242	256,708,106
トルコ	260,682,620	273,800,940
イギリス	709,426,221	815,012,451
アメリカ	121,437,001	122,375,906
ベネズエラ	1,257,550,868	1,451,454,484
	¥ 15,790,278,078	¥ 17,432,951,341

2012年12月31日現在、クラスファンドは、1933年証券法におけるルール144Aによる規制対象証券を保有していない。このルールは特定の適格機関投資家間でこれらの証券の再販を認めるものである。

2012年12月31日時点で、投資満期は2015年1月27日から2041年1月14日まで、利率は4.125%から13.25%までの範囲である。2012年12月31日時点で、投資ポートフォリオは米ドル建ての証券で構成されている。

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンドMHAMアンブレラファンドのサブトラスト財務諸表の注記2012年9月14日（営業開始日）から2012年12月31日までの会計期間**4. 為替予約**

未決済の先物為替予約の要約は以下の通りである。

	満期日	未実現利益（損失）
2012年12月31日		
クラスAUD詳細		
2,776,351米ドルの買い - 2,656,841豪ドルの売り	2013年1月18日	1,899,139
1,000,000米ドルの買い - 959,814豪ドルの売り	2013年1月18日	427,690
		2,326,829
クラスEMCC詳細		
20,950,226ブラジルレアルの買い - 10,132,630米ドルの売り	2013年1月18日	6,297,271
87,327,068南アフリカランドの買い - 10,211,005米ドルの売り	2013年1月18日	4,705,010
94,658,283,700インドネシアルピアの買い - 9,675,981米ドルの売り	2013年1月18日	9,713,113
		20,715,394
		¥ 23,042,223
クラスAUD詳細		
200,000米ドルの買い - 192,968豪ドルの売り	2013年1月18日	(4,582)
23,958,300豪ドルの買い - 25,094,402米ドルの売り	2013年1月18日	(22,175,348)
		(22,179,930)
クラスJPY詳細		
11,011,861,742日本円の買い - 130,878,831米ドルの売り	2013年1月18日	(302,856,769)
		(302,856,769)
		¥ (325,036,699)

未決済の直物為替取引の要約は以下の通りである。

	満期日	未実現利益（損失）
2012年12月31日		
ファンドレベル取引		
6,395,169米ドルの買い - 537,999,978日本円の売り	2013年1月4日	14,958,336
19,114,665米ドルの買い - 1,640,000,048日本円の売り	2013年1月7日	12,749,472
		¥ 27,707,808
クラスJPY詳細		
8,000,000日本円の買い - 92,906米ドルの売り	2013年1月8日	(33,074)
		¥ (33,074)

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

MHAMアンブレラファンドのサブトラスト

財務諸表の注記

2012年9月14日（営業開始日）から2012年12月31日までの会計期間

5. 重要な契約及び取引

受託会社

2009年9月29日、CIBCバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドはトラストの受託会社となった。信託約款に基づき、受託会社はトラストの管理及び運用に対する独占的権限と責任全般を負うが、これにはトラストの分配及びユニットの償還に対する責任も含まれる。受託会社はクラスファンドの日常管理業務をみずほ信託銀行（USA）に委託した。

受託会社には最低年間報酬20,000米ドルを条件に、3ヶ月間（暦月）のユニット平均純資産価額の年率0.01%を報酬として、各四半期末から30日以内に、これら四半期末直前に後払いとされるドル建ての報酬を受け取る権利がある。さらに、受託会社は1度限りの設定報酬として、4,500米ドルを受け取る。2012年9月14日（営業開始日）から2012年12月31日までの期間の受託報酬は403,845円であり、2012年12月31日現在、このうち403,845円が未払いである。

管理会社

受託会社はクラスファンドに代わり、みずほ信託銀行（USA）と2012年9月14日付で、同行をクラスファンドの管理会社とする契約を締結した。クラスファンドに対して管理サービスを提供するにあたって、管理会社はクラスファンドの平均月末純資産価額に対して最大年率0.09%の管理報酬を受け取る。ただし、2012年12月31日に終了する期間については5,625米ドル、その後の四半期については11,250米ドルを期中の最低報酬額とする。2012年9月14日（営業開始日）から2012年12月31日までの期間の管理報酬は2,563,042円であり、2012年12月31日現在、このうち2,563,042円が未払いである。

運用会社

ウェスタン・アセット・マネジメント・カンパニー（「運用会社」）は、2012年9月14日付け投資運用契約に基づきクラスファンドの運用会社に任命された。これに従い、運用会社は契約に定められた投資目的、方針及び制限に準拠してクラスファンドの証券ポートフォリオ及び為替取引を管理する権限を有する。

運用会社は、クラスファンドのユニット当たり平均総クラス純資産価額の0.40%を年間報酬として年4回後払いで受け取る権利がある。2012年9月14日（営業開始日）から2012年12月31日までの期間に運用会社が獲得した投資運用報酬は11,391,301円であり、2012年12月31日現在、このうち11,121,634円が未払いである。

カストディアン

みずほ信託銀行(USA)ニューヨーク（「カストディアン」）は、2012年9月14日付の保管契約に基づき、受託会社によってクラスファンドのカストディアンに任命された。カストディアンの主な義務は、クラスファンドの資産を保護預かりすること、クラスファンドに代わり締結した取引の決済を行うこと及び投資に対してクラスファンドに支払われるべきすべての収益と元本の回収を集合することである。保管報酬は、(i) クラスファンド平均純資産価額の0.02%と(ii) 取引1件当たり25米ドル（解約された取引と電子送金取引を含む）の合計とする。2012年9月14日（営業開始日）から2012年12月31日までの期間に発生した保管報酬は569,566円であり、2012年12月31日現在、このうち569,566円が未払いである。

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンドMHAMアンブレラファンドのサブトラスト財務諸表の注記

2012年9月14日（営業開始日）から2012年12月31日までの会計期間

6. 利息収益

利息収益は以下の通りである。

	2012年9月14日（営業 開始日）から2012年 12月31日までの会計 期間
投資収益	
金利クーポン	198,265,265
ディスカウント投資の価格上昇	3,663,814
プレミアムの償却	(18,597,342)
	¥ 183,331,737

7. 分配金

クラスファンドは、収益、キャピタルゲイン（実現及び／又は未実現）、並びに米ドルとクラスに該当する通貨との短期金利差に基づき計算される為替差益から、毎月分配金を支払うことを目指している。分配金額は、受託会社が運用会社と相談のうえ決定する。必要であれば、分配金は前述の利益以外からも調達する。当期中、以下の分配が実施された。

	2012年9月14日（営業 開始日）から2012年 12月31日までの会計 期間
クラスAUDの分配金	93,454,993
クラスEMCCの分配金	89,883,709
クラスJPYの分配金	114,104,830
クラスUSDの分配金	15,212,754
	¥ 312,656,286

8. 発行ユニット

受託会社は、日常的にクラスファンドのユニットを、該当する購入申込日に決定されたユニット当たり純資産価額に等しい価格で発行することができる。各ユニットの当初発行価格は1円であった。その後、ユニットは該当する購入申込日時点で計算されたユニット当たりクラス純資産価額で発行される。クラスファンドのいずれのクラスでも、ユニットの最低購入額は1円の倍数単位の1円とする。

ユニット保有者の選択により、クラスファンドは日常的に、該当する買戻請求日に決定された該当クラスのユニット当たり純資産価額に等しい価格でクラスファンドのユニットを買い戻すことができる。ただし、該当取引日の少なくとも1営業日前までに受託会社が買戻請求書を受領していることを条件とし、最低価格は1円の倍数単位の1円とする。

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンドMHAMアンブレラファンドのサブトラスト財務諸表の注記2012年9月14日(営業開始日)から2012年12月31日までの会計期間**8. 発行ユニット**

ユニットは以下のクラスで販売されており、各クラスはそれぞれに記載の通貨に投資を行いエクスポージャーを有する：クラスJPY-日本円(「JPY」)、クラスAUD-豪ドル(「AUD」)、クラスUSD-米ドル(「USD」)、ならびにクラスEMCC-ブラジルリアル(「BRL」)、南アフリカランド(「ZAR」)及びインドネシアルピア(「IDR」)(総称してクラスEMCC(新興市場コモディティ通貨))。各ユニットには1つの議決権が付与され、全ての目的において公平に位置づけられる。

2012年12月31日に終了する会計期間のユニット取引は以下の通りである。

	クラスJPY - 日本円 (「JPY」)	クラスAUD - 豪ドル (「AUD」)	クラスUSD - 米ドル (「USD」)
期首のユニット発行残高	-	-	-
期間中に発行したユニット	10,753,457,336	3,960,160,984	2,713,338,125
期間中に償還したユニット	-	(2,367,398,913)	-
期末のユニット発行残高	10,753,457,336	1,592,762,071	2,713,338,125
ユニット当たり純資産価額	¥ 1.0233	¥ 1.1354	¥ 1.0778

	クラスEMCC(新興市場コモ ディティ通貨)	合計
期首のユニット発行残高	-	-
期間中に発行したユニット	3,061,600,397	20,488,556,842
期間中に償還したユニット	(719,883,202)	(3,087,282,115)
期末のユニット発行残高	2,341,717,195	17,401,274,727
ユニット当たり純資産価額	¥ 1.1228	

注記1の目的及び注記9のリスク管理方針に従い、クラスファンドはユニット保有者から支払われた購入代金を適切な投資商品に投資する一方で、償還に対応できる十分な流動性を維持することを目指す。またこうした流動性は必要に応じた短期借入や投資償還によって補強される。

2012年12月31日時点で、クラスファンドのすべてのユニットは単一の保有者であるトラスト・アンド・カस्टディ・サービス・バンク・リミテッドによって保有されている。

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

MHAMアンブレラファンドのサブトラスト

財務諸表の注記

2012年9月14日（営業開始日）から2012年12月31日までの会計期間

9. 財務リスク管理

金融商品を利用する上での戦略：

クラスファンドの活動は様々な金融リスク、すなわち市場リスク（価格リスク、通貨リスク及び金利リスクを含む）、信用リスク及び流動性リスクにさらされている。クラスファンドのリスク管理プログラム全体は金融市場全体の予測不可能さに焦点を当てたものであり、クラスファンドの財務業績に対する潜在的な悪影響を最小限に抑えることを目指すものである。クラスファンドは先物為替予約を用いて一定のリスク・エクスポージャーを緩和している。

価格リスク：

クラスファンドは金融商品に投資しており、債券市場の動きを巧みに利用するためにデリバティブを含めた上場及び店頭商品にポジションを取っている。

あらゆる証券投資には資本毀損のリスクが伴う。運用会社は、一定制限内で慎重に証券銘柄やその他金融商品を選択することでこのリスクを緩和している。金融商品から生じる最大リスクは、金融商品の公正価値で判断される。クラスファンドの運用会社は、日常的にクラスファンドの市場ポジション全体をモニターしている。クラスファンドの債券は、証券の将来価格に関する不確実性から生じる市場価格リスクを受けやすい。

運用会社はクラスファンドに対してクラスファンドの目的と一致する投資助言を提供する。

クラスファンドの市場価格リスクは、エクスポージャー別に投資ポートフォリオ比率を分散することで管理されている。

クラスファンドは主に、BB+（マグローヒル・カンパニーの一部門であるスタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス（「S&P」））又はBa1（ムーディーズ・インベスター・サービス・インク（「Moody's」））の格付又はそれ以下、もしくは運用会社が同等の信用度であると判断した新興市場のドル建てハイイールド社債に投資する。運用会社は、新興国国債（投資適格及びハイイールド）及び投資適格社債への投資がクラスファンドへの投資が純資産価額合計の30%を超えないようにポートフォリオを構築することを目指している。S&PとMoody'sの格付が異なる場合、低い方の格付を適用する。

株式やワラントへの投資は再編により取得したものに限定される。転換社債への投資は禁止される。株式への投資はクラスファンドの純資産価額合計の10%、価額が容易に入手できない非流動資産（私募株式、非公開株式、非流動仕組商品を含むがこれらに限定されない）への投資はクラスファンドの純資産価額合計の15%をそれぞれ超えないものとする。

ここで示した感応度分析は12月31日時点でのポートフォリオ構成に基づいて実施したものである。クラスファンドの投資ポートフォリオ構成は時間と共に変動する。従って、2012年12月31日現在の感応度分析の結果は必ずしも将来のクラスファンドの純資産に対する影響を示唆するわけではない。

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

MHAMアンブレラファンドのサブトラスト

財務諸表の注記

2012年9月14日（営業開始日）から2012年12月31日までの会計期間

9. 財務リスク管理

通貨リスク：

クラスファンドは、機能通貨である日本円以外の他国通貨建て資産を保有している。その他通貨建て証券の価値は為替レートの変動により上下するため、通貨リスクにさらされている。クラスファンドは、通貨リスクの解消ではなく低減を目的とした為替ヘッジ取引を行って、資産のすべて又は一部を当該通貨の円に対する値下がりから守ることを意図している。クラスファンドは、ユニットが抱える円と投資通貨との間の為替変動に関する為替エクスポージャーを完全にヘッジすることを目指す。関連投資資産の将来の価額が変動するため、そのことを主な理由として当該エクスポージャーを常時100%ヘッジすることはできないと考えている。

外国為替取引が行われる市場は極めて変動が激しく、高度に専門化されており、テクニカルな要因が強い市場である。そのような市場では、極めて短い時間内に、しかも時には僅か数分間に、流動性及び価格の変動を含む大きな変動が生ずることがある。

クラスファンドの資産及び負債は米ドル建て投資である。2012年12月31日現在、日本円と米ドル間の為替レートが10%上昇又は下落すると仮定すると、その他の変数を一定とすれば、先物為替予約の影響を除いたユニット保有者に帰属する純資産の増加額又は減少額は、約1,658,725,117円にのぼる。

2012年12月31日現在、下記の表の各通貨と米ドルとの間の為替レートが10%上昇又は下落すると仮定すると、その他の変数を一定とした場合、先物為替予約に帰属する純資産の増加額又は減少額は以下の通りとなる。

通貨	通貨の10%値上がり/値下がり 純資産価額に与える影響	影響を受けるクラス*
豪ドル	180,584,165	豪ドル
日本円	936,141,235	豪ドル、EMCC、日本円、米ドル
ブラジルリアル	88,228,201	EMCC
南アフリカランド	88,746,562	EMCC
インドネシアルピア	84,649,861	EMCC

* これらの感応度を表す数字は、クラスファンド全体の純資産価額及び純利益に対する影響を示している。しかしながら上に示された各通貨に関する影響は、上に記載された影響を受けるクラスだけに限定されており、他のクラスに影響するものではない。

クラスファンドの方針に従って、運用会社は日常的にクラスファンドの純通貨ポジションをモニターしている。

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンドMHAMアンブレラファンドのサブトラスト財務諸表の注記2012年9月14日（営業開始日）から2012年12月31日までの会計期間**9. 財務リスク管理**公正価値の開示：

IFRS 7に基づき、クラスファンドは測定時に使用したインプットの重要性を反映する公正価値ヒエラルキーを用いて公正価値測定を分類することを義務付けられている。公正価値ヒエラルキーは以下のレベルに分かれる。

- ・ 同一資産又は負債に対する取引が活発な市場における市場価格（調整前）（レベル1）
- ・ レベル1に含まれる市場価格以外のインプットで、直接的（つまり価格として）又は間接的（つまり価格から算出）に資産又は負債に対して観察可能なもの（レベル2）
- ・ 観察可能な市場データに基づかない資産又は負債に対するインプット（つまり、観測不能なインプット）（レベル3）

公正価値測定が全体として区分されている公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値測定全体に対して重要な最低レベルのインプットを元に判断される。この目的のために、インプットの重要性は公正価値測定全体に対して評価される。公正価値測定が観測不能なインプットに基づき重要な調整が必要な観察可能なインプットを用いている場合、この測定はレベル3測定となる。公正価値測定全体に対する特定のインプットの重要性を測定するには判断が求められ、その資産や負債に固有の要素を考慮する。

「観察可能」を構成するものに関する判断には、クラスファンドの重要な判断が必要である。クラスファンドは、観察可能なデータとは、「簡単に入手でき、定期的に配布又は更新される、信頼性が高く実証可能な、独自仕様でない、該当市場に積極的に関わる独立した立場の情報源によって提供される市場データ」であると考えている。

以下の表では、クラスファンドの2012年12月31日時点の公正価値で測定される金融資産及び負債（クラス別）を公正価値ヒエラルキーの中で分析したものである。

資産	レベル1	レベル2	レベル3	合計残高
損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
- 社債	-	16,243,126,119	-	16,243,126,119
- 国債	-	1,189,825,222	-	1,189,825,222
- 先物為替予約にかか る未実現利益	-	23,042,223	-	23,042,223
- 直物為替契約にかか る未実現利益	-	27,707,808	-	27,707,808
資産合計	¥ -	¥ 17,483,701,372	¥ -	¥ 17,483,701,372
負債				
- 先物為替予約にかか る未実現損失	-	(325,036,699)	-	(325,036,699)
- 直物為替契約にかか る未実現損失	-	(33,074)	-	(33,074)
負債合計	¥ -	¥(325,069,773)	¥ -	¥(325,069,773)

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンドMHAMアンブレラファンドのサブトラスト財務諸表の注記

2012年9月14日（営業開始日）から2012年12月31日までの会計期間

9. 財務リスク管理

取引が活発な市場における取引相場価格に基づいて評価されており、従ってレベル1に区分されている投資には、米国財務省短期証券及び一定の米国以外のソブリン債務が含まれる場合がある。クラスファンドはこれら商品の市場価格を調整していない。

取引が活発とはいえない市場で取引されているが、市場価格、ディーラーの相場又は観察できるインプットによって裏づけされた代替的な価格提供先に基づいて評価された金融商品は、レベル2に区分される。これらには、大半の投資適格社債、一定の米国以外のソブリン債務及び一定の店頭デリバティブが含まれる。レベル2の投資には活発な市場で取引されていないポジション及び（又は）移転に制限のあるポジションが含まれるため、評価価額は非流動性及び（又は）非移転可能性を反映して調整される場合があり、それらは通常入手可能な市場情報に基づいて行われる。

レベル3に区分される投資は、ほとんど又は全く取引がないことによる重大な観察不能なインプットを有する。こうした証券に対する観察可能な価格は入手できないため、クラスファンドは評価手法を用いて公正価値を算出している。

クラスファンドはレベル3投資を保有していないため、レベル3資産の調整を表示していない。

金利リスク：

クラスファンドが保有する固定利付債券は、市場金利の実勢水準の変動に起因する金利リスクの影響を受ける。余剰現金及び現金同等物がある場合は、短期市場金利に投資される。

クラスファンドが保有する損益を通じて公正価値で測定される金融資産以外に、実質的にすべての資産と負債に、6ヶ月未満の金利更新日又は償還日が設定されている。クラスファンドが保有する損益を通じて公正価値で測定される金融資産を、契約上の金利更新日又は償還日が早い順に分類すると以下のとおりである。

2012年12月31日	1ヶ月未満	1年未満	1年から5年	5年から10年	10年超	合計
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	-	-	4,442,357,077	12,466,636,887	523,957,377	17,432,951,341

2012年12月31日時点で、金利が100ベースポイント低下したと仮定すると、他の変数を一定とした場合、債券の市場価値の上昇により、期中のユニット保有者に帰属する純資産は約915百万円増加する。一方、金利が100ベースポイント上昇したとすると、純資産額は約860百万円減少する。

クラスファンドの方針に従って、運用会社は日常的にクラスファンド全体の金利感応度をモニターしている。

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンドMHAMアンブレラファンドのサブトラスト財務諸表の注記2012年9月14日（営業開始日）から2012年12月31日までの会計期間9. 財務リスク管理信用リスク

クラスファンドは信用リスクにさらされている。信用リスクとは、カウンターパーティーが期日通りに債務を全額履行できないリスクである。クラスファンドの主な信用リスクは、a) 現金及び現金同等物の残高、b) 経過利息、c) 先物為替予約にかかる未実現利益、d) 債券で構成される。未決済の有利な先物為替予約（未実現利益のある契約）の公正価値と経過利息は実質すべて、カストディアンで管理されている。また、現金及び現金同等物は実質すべて、クラスファンドのカストディアン又はサブカストディアンにて保管している。運用会社はカストディアンとサブカストディアンの信用度を定期的に監視することで、これらの取引先の信用リスクを管理している。

債券の格付区分別のポートフォリオ構成は以下の通りである。

	<u>2012年</u> ¥	<u>2012年</u> ポートフォリオに占 める比率
社債		
A-	360,535,713	2.07%
B	766,674,364	4.40%
B-	1,169,866,981	6.71%
B+	2,871,582,146	16.47%
BB	3,872,986,132	22.22%
BB-	1,913,995,069	10.98%
BB+	1,125,394,397	6.46%
BBB	657,225,773	3.77%
BBB-	1,089,828,880	6.25%
CC	261,918,920	1.50%
無格付	2,153,117,744	12.35%
社債合計	16,243,126,119	93.18%
国債		
B+	916,024,282	5.25%
BB	273,800,940	1.57%
国債合計	1,189,825,222	6.82%
合計	17,432,951,341	100.00%

全ての取引は承認されたブローカーを通じ、受渡を行ってから決済/支払がなされる。ブローカーが支払いを受けた後でしか売却証券を引き渡さないため、デフォルトリスクは最低限であると考えられる。購入に対する支払いは、ブローカーが証券を受け取った後で行われる。いずれかの当事者が債務を履行できなかった場合取引は不履行となる。

クラスファンドの方針に従って、運用会社は日常的にクラスファンドの信用ポジションをモニターしている。

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンドMHAMアンブレラファンドのサブトラスト財務諸表の注記2012年9月14日（営業開始日）から2012年12月31日までの会計期間**9. 財務リスク管理**流動性リスク：

クラスファンドは、日常的にユニットの償還を受ける可能性がある。クラスファンドは適宜、資金を店頭取引のデリバティブ契約や債券に投資することができるものの、これらの投資商品は組織立った市場で取引されおらず、非流動的である場合がある。その結果として、クラスファンドは流動性要件を満たすためこれらの投資商品を公正価値に近い金額で即座に現金化することができない、又は特定の発行体の信用度が悪化するとといった特定の事象に対応できない可能性がある。2012年12月31日時点で、クラスファンドはこうした投資商品を保有していない。

クラスファンドの方針に従って、運用会社は日常的にクラスファンドの流動性ポジションをモニターしている。

クラスファンドのすべての負債（クラスファンドのユニットを含む）の契約上の最も早い償還期限は3ヶ月未満である。

以下の表は、グロスベースで決済されるクラスファンドのデリバティブ金融負債を、財政状態計算書日付における最も早い契約上の償還日までの残存期間に基づいて該当する満期グループに分類したものである。表における金額は契約上のキャッシュ・フローで現在価値に還元されていないものである。

2012年12月31日	3ヶ月未満	3ヶ月から12ヶ月	1年超
損益を通じて公正価値で測定される金融負債（グロス決済デリバティブ）			
- 流出	¥(23,594,533,877)	-	-
- 流入	¥23,320,214,135	-	-

保管リスク：

取引を決済するカストディアン又はプライム・ブローカーとの取引にかかるリスクがある。クラスファンドの資産がブローカー又はディーラー以外のカストディアンあるいはブローカー又はディーラー以外のプライム・ブローカーの関連会社からレバレッジの担保として質権設定されるような一定の取引、或いはクラスファンドの資産が米国外のプライム・ブローカーによって保有される場合などを含め、特定の状況において、カストディアン又はブローカーに預託している証券又はその他資産がこれら当事者にかかる信用リスクにさらされる可能性がある。また、これら当事者が支払い不能に陥った場合、クラスファンドの資産に対する権利行使に伴う実務上又は時間的問題が発生する可能性がある。

クラスファンドはプライム・ブローカーでありプライムカストディアンであるみずほ信託銀行（USA）ニューヨーク（「みずほ」）に保管口座を所有している。受託会社はみずほをモニターしており適切なカストディアンであると確信しているが、みずほ、又はクラスファンドが適宜利用する可能性のあるその他カストディアンが、債務不履行にならないとの保証はない。連邦破産法及び1970年証券投資家保護法はブローカー・ディーラーの不履行、債務不履行又は清算時における顧客資産の保護を目的としているが、クラスファンドの資産を保管しているブローカー・ディーラーの不履行時にクラスファンドが一定期間資産を利用できない、最終的にその資産全額を回収できない又はその両方などにより損失を被らないとの確証はない。クラスファンドの実質的に全ての資産はカストディアン1社が保管しているため、こうした損失は重大であり投資目的を達成するためのクラスファンドの能力を大幅に損なう可能性がある。

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド**MHAMアンブレラファンドのサブトラスト****財務諸表の注記****2012年9月14日（営業開始日）から2012年12月31日までの会計期間****10. 金融商品の公正価値**

投資商品は公正価値で計上されている。全てのその他金融資産及び負債の帳簿価額は、これら商品の満期が短い
ため公正価値に近似すると考えられる。

11. 契約債務

通常の事業活動において、受託会社はクラスファンドに代わって、様々な表明及び保証を含む一般的な免責を
与える契約を締結する。これにはまだ発生していない受託会社に対する将来的な損害賠償請求が含まれるた
め、こうした契約における受託会社の最大エクスポージャーは未知であるが、経営陣は経験に基づき損失リス
クは低いものと予想している。

12. 後発事象

2012年12月31日よりも後に、1,774,903,534円の分配金がユニット保有者に支払われた。

2013年1月1日からの会計期間において、クラスファンドは34,503,347,184円の発行と9,417,700,000円の償還を
行った。

2013年4月8日現在、クラスファンドは新たに4クラスのユニットとして、クラスM-米ドル、クラスS-米ドル、ク
ラスMF-日本円、クラスSF-日本円を発行した。

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

MHAMアンブレラファンドのサブトラスト

附表：投資明細表

2012年12月31日

数量	証券明細	金利/償還日	償却原価	公正価値	純資産に 対する 割合(%)
社債					
2,075,000	AFREN PLC	11.50% 02/01/16	192,175,868	209,018,334	1.14%
3,965,000	AGILE PROPERTY HLDGS	9.88% 03/20/17	343,344,602	387,402,118	2.11%
1,630,000	ALLIANCE OIL CO LTD	9.88% 03/11/15	142,427,334	155,081,077	0.84%
1,015,000	ALPEK SA DE CV	4.50% 11/20/22	85,108,044	91,768,311	0.50%
1,410,000	AUTOMOTORES GILDEMEI	8.25% 05/24/21	122,773,549	135,021,586	0.74%
5,458,000	AXTEL SAB DE CV	9.00% 09/22/19	242,044,931	261,918,920	1.43%
1,460,000	BRASKEM FINANCE LTD	5.38% 05/02/22	127,000,271	131,212,716	0.71%
2,300,000	CEMEX FINANCE	9.375% 10/12/22	203,366,424	224,722,540	1.22%
1,300,000	CEMEX FINANCE LLC	9.50% 12/14/16	121,437,001	122,375,906	0.67%
8,750,000	CEMEX SAB DE CV	9.00% 01/11/18	730,617,113	822,768,535	4.48%
3,250,000	CHINA SHANSHUI CEMEN	8.50% 05/25/16	273,557,983	304,897,213	1.66%
3,620,000	CITIC PACIFIC LIMITE	6.88% 01/21/18	303,570,830	330,708,965	1.80%
660,000	CONTROLADORA MABE SA	7.88% 10/28/19	59,736,561	66,340,273	0.36%
1,440,000	CORP AZUCARERA DEL P	6.38% 08/02/22	124,683,170	135,092,919	0.74%
520,000	CORPORACION GEO SA D	9.25% 06/30/20	45,180,963	48,783,554	0.27%
3,135,000	CORPORACION GEO SA D	8.88% 03/27/22	255,749,724	289,364,857	1.58%
4,940,000	COUNTRY GARDEN HLDG	11.13% 02/23/18	444,096,046	497,614,733	2.71%
1,210,000	CSN RESOURCES SA	6.50% 07/21/20	101,573,506	114,038,691	0.62%
875,000	DESARROLLADORA HX	9.75% 03/25/20	72,987,677	82,560,567	0.45%
9,140,000	DIGICEL GROUP LTD	8.25% 09/30/20	784,851,652	868,189,016	4.73%
5,105,000	EMPRESAS ICA SOCIEDA	8.38% 07/24/17	442,237,425	472,831,788	2.57%
3,150,000	EUROCHEM M & C OJSC	5.13% 12/12/17	268,533,148	280,195,243	1.53%
1,240,000	EVERGRANDE REAL ESTA	13.00% 01/27/15	109,811,825	117,402,180	0.64%
7,920,000	EVRAZ GROUP SA	6.75% 04/27/18	641,811,992	707,058,908	3.85%
4,865,000	FIBRIA OVERSEAS FINA	7.50% 05/04/20	416,893,393	469,027,242	2.55%
1,070,000	FIBRIA OVERSEAS FINA	6.75% 03/03/21	100,936,069	103,388,365	0.56%
980,000	GAZPROM (GAZ CAPITAL	4.95% 07/19/22	86,475,948	91,345,087	0.50%
590,000	GRUPO ELEKTRA SAB DE	7.25% 08/06/18	50,432,800	53,309,997	0.29%
1,490,000	GRUPO KUO SAB DE CV	6.25% 12/04/22	131,341,662	138,173,235	0.75%
1,510,000	GRUPO POSADAS SAB CV	7.88% 11/30/17	127,536,759	137,743,071	0.75%
2,170,000	HYPERMARCAS SA	6.50% 04/20/21	179,378,038	204,984,742	1.12%
680,000	INDOSAT PALAPA CO BV	7.38% 07/29/20	60,468,412	67,027,670	0.36%
1,538,997	INVERSIONES ALSACIA	8.00% 08/1/18	124,985,751	134,234,647	0.73%
3,725,000	JBS FINANCE II LIMIT	8.25% 01/29/18	310,626,454	344,627,882	1.88%
560,000	KWG PROPERTY HOLDING	13.25% 03/22/17	54,570,826	57,909,686	0.32%
1,110,000	LUKOIL INTL FINANCE	6.66% 06/07/22	109,576,373	117,330,846	0.64%
4,470,000	MARFRIG HOLDING EURO	8.38% 05/09/18	305,566,797	331,422,514	1.80%
2,650,000	MIE HOLDINGS CORP	9.75% 05/12/16	228,685,920	250,899,820	1.37%
3,630,000	MINERVA OVERSEAS II	10.88% 11/15/19	325,321,624	360,948,151	1.97%

エマージング・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

MHAMアンブレラファンドのサブトラスト

附表：投資明細表

2012年12月31日

数量	証券明細	金利/償還日	償却原価	公正価値	純資産に 対する 割合(%)
社債(続き)					
1,630,000	MMG FIDUC(AES EL SAL	6.75% 02/01/16	131,085,495	146,223,127	0.80%
1,335,000	MTS INTL FUNDING LTD	8.63% 06/22/20	127,291,118	146,164,222	0.80%
2,915,000	NOBLE GROUP LTD	6.75% 01/29/20	251,369,800	266,853,153	1.45%
720,000	NOVATEK(NOVATEK FIN	6.60% 02/03/21	67,808,634	73,305,029	0.40%
3,010,000	OAS INVESTMENTS GMBH	8.25% 10/19/19	245,606,894	276,525,885	1.51%
1,730,000	ODEBRECHT FINANCE LT	6.00% 04/05/23	157,125,891	173,704,947	0.95%
2,665,000	PACNET LTD	9.25% 11/09/15	210,919,531	237,918,180	1.30%
4,660,000	PETROBRAS INTL FIN C	5.38% 01/27/21	449,463,571	455,637,808	2.48%
6,255,000	PETROLEOS DE VENEZUE	8.50% 11/02/17	471,600,949	535,430,202	2.92%
1,680,000	REARDEN G HOLDINGS E	7.88% 03/30/20	144,174,481	161,603,089	0.88%
1,250,000	SAMARCO MINERACAO	4.125% 11/1/22	101,488,828	110,242,878	0.60%
2,885,000	SERVICIOS CORP JAVER	9.88% 04/06/21	237,519,295	269,407,653	1.47%
4,150,000	SEVERSTAL (STEEL CAP	6.70% 10/25/17	353,388,267	394,712,734	2.15%
1,520,000	SOHO CHINA LTD	7.13% 11/07/22	124,937,429	131,511,836	0.72%
1,570,000	SUZANO TRADING LTD	5.88% 01/23/21	122,084,931	142,537,556	0.78%
470,000	TAM CAPITAL 2 INC	9.50% 01/29/20	40,755,739	45,616,773	0.25%
1,452,000	THETA CAPITAL PTE LT	6.13% 11/14/20	117,488,528	128,805,132	0.70%
2,740,000	URBI DESARROLLOS URB	9.50% 01/21/20	203,950,652	226,252,971	1.23%
3,930,000	VALE OVERSEAS LIMITE	4.38% 01/11/22	359,970,240	360,535,713	1.96%
2,960,000	VEDANTA RESOURCES PL	9.50% 07/18/18	246,621,857	297,858,789	1.62%
960,000	VEDANTA RESOURCES PL	8.25% 06/07/21	86,538,959	92,344,622	0.50%
2,360,000	VEDANTA RESOURCES PL	6.75% 06/07/16	184,089,537	215,790,706	1.17%
140,000	VIMPELCOM (VIP FIN)	9.13% 04/30/18	13,162,303	14,722,828	0.08%
2,000,000	VIMPELCOM (VIP FIN)	6.49% 02/02/16	164,083,839	187,196,729	1.02%
8,980,000	VIMPELCOM HLDGS	7.50% 03/01/22	787,462,830	891,953,506	4.86%
4,715,000	VIRGOLINO DE OLIVEIR	10.50% 01/28/18	380,028,404	419,912,959	2.29%
1,270,000	VOLCAN CIA MINERA SA	5.38% 02/02/22	112,153,072	121,615,187	0.66%
国債					
500,000	REPUBLIC OF TURKEY	6.00% 01/14/41	48,301,239	53,932,545	0.28%
2,040,000	REPUBLIC OF TURKEY	6.25% 9/26/22	212,381,381	219,868,395	1.19%
3,410,000	REPUBLIC OF VENEZUEL	9.25% 09/15/27	239,962,049	296,319,885	1.60%
2,770,000	REPUBLIC OF VENEZUEL	5.75% 02/26/16	221,380,984	229,328,963	1.24%
4,765,000	REPUBLIC OF VENEZUEL	7.75% 10/13/19	324,606,886	390,375,434	2.12%
投資価額			<u>¥ 15,790,278,078</u>	17,432,951,341	94.92%
その他純資産				933,413,202	5.08%
純資産				<u>¥ 18,366,364,543</u>	100.00%

2 MHAM短期金融資産マザーファンドの状況

(1) 貸借対照表

(単位：円)

区 分	(平成25年9月19日現在)
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	9,483,779
国債証券	229,958,158
未収利息	18,914
流動資産合計	239,460,851
資産合計	239,460,851
負債の部	
負債合計	
純資産の部	
元本等	
元本	234,454,025
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金()	5,006,826
元本等合計	239,460,851
純資産合計	239,460,851
負債純資産合計	239,460,851

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成25年7月2日 至 平成25年9月19日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券 原則として時価で評価しております。
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	期別	(平成25年9月19日現在)
1 計算期間末日の受益権総口数		234,454,025口
2 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)		1.0214 円 (10,214 円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	(自 平成25年7月2日 至 平成25年9月19日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、トレーディング部門が行っております。また、コンプライアンス・リスク管理部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行うとともにポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。
4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価に関する事項

項目	(平成25年9月19日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	<p>(1) 有価証券</p> <p>国債証券 わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）（外貨建証券を除く）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）または価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（自 平成25年7月2日 至 平成25年9月19日）

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
国債証券	6,368
合計	6,368

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項 目	期別	（平成25年9月19日現在）
1	親投資信託の期首における元本額	234,454,025 円 （平成25年7月2日）
	期中追加設定元本額	円
	期中一部解約元本額	円
2	期末元本額及びその内訳として当該親投資信託 受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託 ごとの元本額	
	期末元本額	234,454,025 円
	MHAMライフ ナビゲーション インカム	2,450,020 円
	MHAMライフ ナビゲーション 2020	5,880,048 円
	MHAMライフ ナビゲーション 2030	5,586,045 円
	MHAMライフ ナビゲーション 2040	2,450,020 円
	MHAMライフ ナビゲーション 2050	9,801 円
	米国ハイイールド債券ファンド 円コース	23,016,302 円
	米国ハイイールド債券ファンド 米ドルコース	5,893,604 円
	米国ハイイールド債券ファンド 豪ドルコース	34,533,222 円
	米国ハイイールド債券ファンド 南アフリカ ランドコース	2,439,084 円
	米国ハイイールド債券ファンド ブラジルレ アルコース	90,947,938 円
	エマージング債券ファンド 円コース	1,537,029 円
	エマージング債券ファンド 米ドルコース	177,542 円
	エマージング債券ファンド 豪ドルコース	660,651 円
	エマージング債券ファンド ブラジルレ アルコース	2,124,564 円
	エマージング債券ファンド 中国元コース	377,268 円
	エマージング債券ファンド インドネシア ルピアコース	908,455 円
	エマージング債券ファンド 資源国通貨 コース	963,648 円
	通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分 配型） 円コース	3,534,263 円
	通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分 配型） 米ドルコース	1,019,839 円
	通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分 配型） 豪ドルコース	1,769,440 円
	通貨選択型Jリート・ファンド（毎月分 配型） ブラジルリアルコース	14,753,028 円
	グローバル好配当株式ファンド 円コース	1,078,174 円
	グローバル好配当株式ファンド 豪ドル コース	1,571,551 円
	グローバル好配当株式ファンド ブラジ ルリアルコース	6,781,786 円
	グローバル好配当株式ファンド イ ンドネシアルピアコース	637,934 円
	グローバル好配当株式ファンド 資 源国通貨コース	1,913,454 円
	グローバル好配当株式ファンド ア ジア通貨コース	1,225,391 円
	新興国ハイイールド債券ファンド 円 コース	2,253,798 円

新興国ハイイールド債券ファンド 豪ドルコース	豪ドルコース	3,429,692 円
新興国ハイイールド債券ファンド 通貨コース	新興国資源 通貨コース	2,547,771 円
みずほグローバルリートファンド	円コース	2,969,315 円
みずほグローバルリートファンド	米ドルコース	878,648 円
みずほグローバルリートファンド	豪ドルコース	3,920,800 円
みずほグローバルリートファンド	資源国通貨 コース	1,764,360 円
新興国ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジあり)	Aコース	1,959,632 円
新興国ハイイールド債券ファンド (為替ヘッジなし)	Bコース	489,908 円

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

有価証券明細表

MHAM短期金融資産マザーファンド

(平成25年9月19日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券					
	日本・円	第376回国庫短期証券	20,000,000	19,995,560	
		第378回国庫短期証券	20,000,000	19,995,808	
		第384回国庫短期証券	20,000,000	19,996,130	
		第385回国庫短期証券	20,000,000	19,996,230	
		第387回国庫短期証券	30,000,000	29,994,546	
		第389回国庫短期証券	30,000,000	29,994,703	
		第392回国庫短期証券	30,000,000	29,994,945	
		第393回国庫短期証券	30,000,000	29,995,036	
		第395回国庫短期証券	30,000,000	29,995,200	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	230,000,000 9 96.0%	229,958,158 100.0%	
国債証券 合計				229,958,158	
合計				229,958,158	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成25年9月30日現在）

新興国ハイイールド債券ファンド 円コース

資産総額（円）	3,494,975,022
負債総額（円）	60,283,822
純資産総額（ - ）（円）	3,434,691,200
発行済口数（口）	3,641,891,306
1口当たり純資産額（ / ）（円）	0.9431

新興国ハイイールド債券ファンド 豪ドルコース

資産総額（円）	735,599,098
負債総額（円）	31,196,158
純資産総額（ - ）（円）	704,402,940
発行済口数（口）	679,849,437
1口当たり純資産額（ / ）（円）	1.0361

新興国ハイイールド債券ファンド 新興国資源通貨コース

資産総額（円）	1,153,726,341
負債総額（円）	2,469,839
純資産総額（ - ）（円）	1,151,256,502
発行済口数（口）	1,148,209,172
1口当たり純資産額（ / ）（円）	1.0027

（参考）MHAM短期金融資産マザーファンド

資産総額（円）	267,170,739
負債総額（円）	500,000
純資産総額（ - ）（円）	266,670,739
発行済口数（口）	261,084,141
1口当たり純資産額（ / ）（円）	1.0214

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換手続等

各ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

委託会社は受益者名簿を作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限及び譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

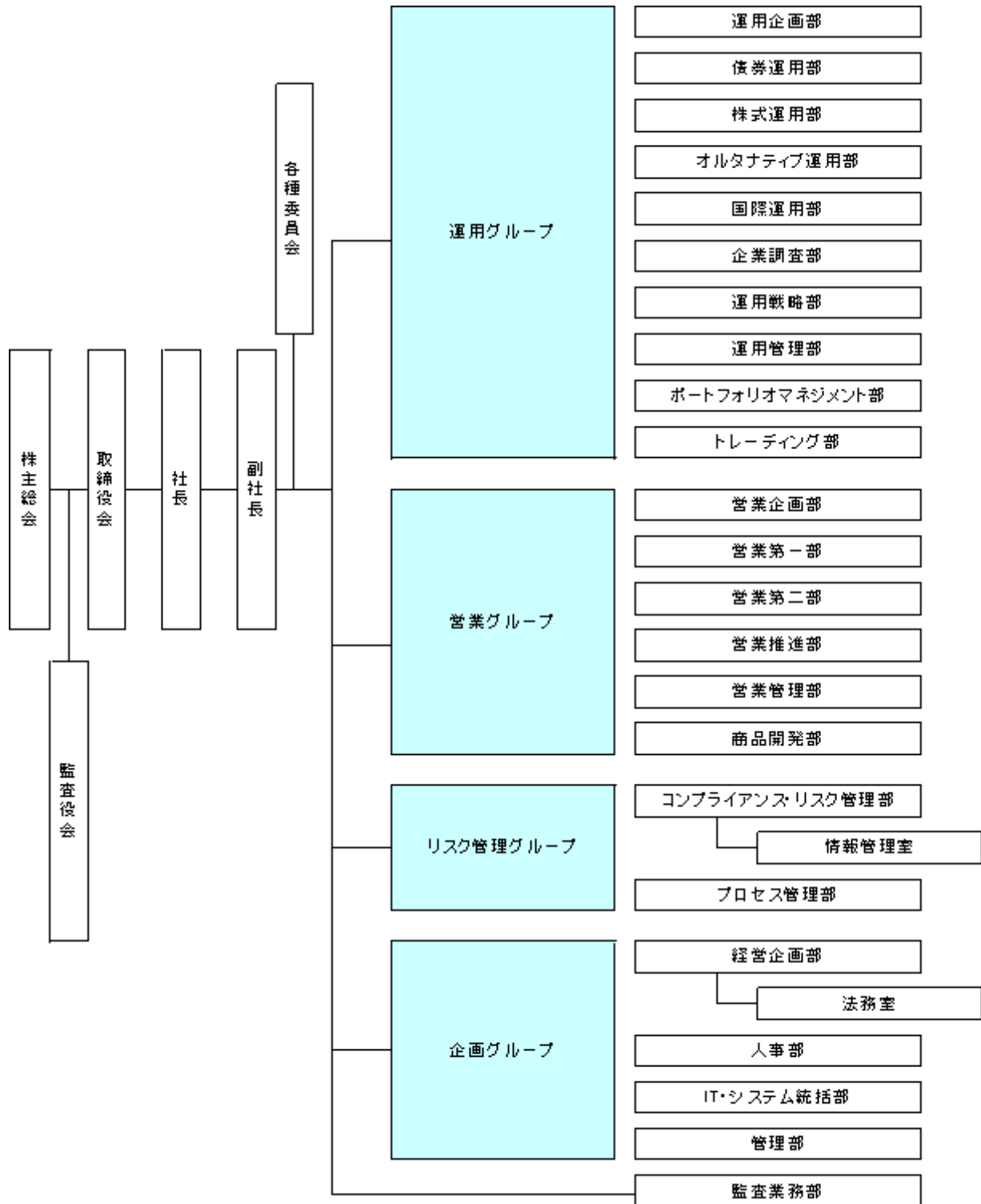
(1) 資本金の額

平成25年 9 月末日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

過去 5 年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構（平成25年9月末日現在）

会社の組織図



運用の基本プロセス

1 運用に関する会議および委員会

a 運用の基本計画決定に関する会議

運用グループ長または運用グループ長が指名する運用グループの役職員が原則月1回開催する運用会議で、各ファンドの運用に関する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、同じくリスク管理グループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成25年9月30日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	15	327,993,655,881
追加型株式投資信託	234	1,819,535,766,376
追加型金銭信託受益権投資信託	12	10,025,974,686
単位型株式投資信託	6	10,999,915,726
合計	267	2,168,555,312,669

3【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位： 千円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,783,929	2,268,024
有価証券	21,231	-
短期貸付金	-	16,195,635
前払費用	83,988	253,250
未収入金	-	1,119,715
未収委託者報酬	1,597,501	1,517,926
未収運用受託報酬	585,270	709,038
繰延税金資産	179,026	168,605
その他流動資産	143,681	165,346
貸倒引当金	873	7,816
流動資産合計	20,393,755	22,389,725
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	186,195	167,960
工具、器具及び備品（純額）	109,225	93,706
リース資産（純額）	5,462	3,943
有形固定資産合計	1 300,883	1 265,610
無形固定資産		
電話加入権	12,747	12,747
ソフトウェア	22	-
その他無形固定資産	188	133
無形固定資産合計	1 12,957	1 12,880
投資その他の資産		
投資有価証券	4,016,768	2,708,128
長期差入保証金	519,439	514,642
前払年金費用	196,834	263,427
会員権	19,500	17,200
繰延税金資産	171,873	63,011
その他	9,330	15,565
投資その他の資産合計	4,933,746	3,581,975
固定資産合計	5,247,586	3,860,466
資産合計	25,641,342	26,250,191
負債の部		
流動負債		
預り金	31,986	375,742
リース債務	3,228	3,023
未払金		
未払収益分配金	978	901
未払償還金	29,951	28,656
未払手数料	694,169	650,405
その他未払金	11,378	10,777
未払金合計	736,476	690,740
未払費用	1,035,938	1,146,683

未払法人税等	108,951	18,987
未払消費税等	67,343	62,693
賞与引当金	368,000	347,800
その他流動負債	4,950	5,121
流動負債合計	2,356,876	2,650,793
固定負債		
リース債務	10,319	7,296
役員退職慰労引当金	154,212	178,410
時効後支払損引当金	16,105	16,905
その他固定負債	2,520	6,951
固定負債合計	183,157	209,562
負債合計	2,540,034	2,860,356
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	6,365,928	6,515,116
利益剰余金合計	16,499,113	16,648,301
株主資本合計	23,261,188	23,410,376
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	159,879	20,541
評価・換算差額等合計	159,879	20,541
純資産合計	23,101,308	23,389,835
負債純資産合計	25,641,342	26,250,191

(2) 【損益計算書】

(単位： 千円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	16,509,688	15,739,580
運用受託報酬	2,214,102	2,401,288
営業収益合計	18,723,790	18,140,869
営業費用		
支払手数料	7,741,676	7,426,160
広告宣伝費	170,580	149,566
公告費	370	152
調査費		
調査費	845,471	948,113
委託調査費	3,754,952	3,624,517
図書費	7,007	7,229
調査費合計	4,607,430	4,579,861
委託計算費	194,940	177,505
営業雑経費		
通信費	51,878	50,112
印刷費	167,656	167,179
協会費	16,750	18,816
諸会費	2,639	2,689
その他	36,815	37,963
営業雑経費合計	275,740	276,761
営業費用合計	12,990,738	12,610,006
一般管理費		
給料		
役員報酬	141,717	141,073
給料手当	2,220,149	2,204,883
賞与	326,160	333,923
給料合計	2,688,027	2,679,880
交際費	275	707
旅費交通費	67,641	67,470
租税公課	49,669	50,223
不動産賃借料	445,713	421,877
退職給付費用	167,804	165,171
福利厚生費	408,303	409,033
貸倒引当金繰入	-	6,943
賞与引当金繰入	368,000	347,800
役員退職慰労引当金繰入	34,592	39,522
固定資産減価償却費	69,347	51,898
諸経費	303,377	310,561
一般管理費合計	4,602,752	4,551,091
営業利益	1,130,299	979,771
営業外収益		
受取配当金	1,672	1,032
受取利息	11,553	12,757

有価証券解約益	4,113	1,437
有価証券償還益	2,019	1,387
時効到来償還金等	2,169	1,576
雑収入	10,602	17,474
営業外収益合計	32,131	35,666
営業外費用		
有価証券解約損	15,045	118,238
有価証券償還損	-	160,957
ヘッジ会計に係る損失	850	38
時効後支払損引当金繰入額	19,679	2,481
雑損失	15,036	2,148
営業外費用合計	50,611	283,864
経常利益	1,111,819	731,573
特別利益		
受取和解金	120,735	-
特別利益合計	120,735	-
特別損失		
和解費用	2,335	-
投資有価証券売却損	47,986	22,844
投資有価証券評価損	34,011	-
減損損失	11,358	-
遊休資産売却損	-	3,932
特別損失合計	95,692	26,776
税引前当期純利益	1,136,863	704,796
法人税、住民税及び事業税	376,959	193,759
法人税等調整額	119,789	42,020
法人税等合計	496,748	235,779
当期純利益	640,114	469,017

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,045,600	2,045,600
当期末残高	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	2,266,400	2,266,400
当期末残高	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金		
当期首残高	2,450,074	2,450,074
当期末残高	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計		
当期首残高	4,716,474	4,716,474
当期末残高	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	128,584	128,584
当期末残高	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
当期首残高	104,600	104,600
当期末残高	104,600	104,600
退職慰労積立金		
当期首残高	100,000	100,000
当期末残高	100,000	100,000
別途積立金		
当期首残高	9,800,000	9,800,000
当期末残高	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	6,083,517	6,365,928
当期変動額		
剰余金の配当	357,703	319,829
当期純利益	640,114	469,017
当期変動額合計	282,411	149,188
当期末残高	6,365,928	6,515,116
利益剰余金合計		
当期首残高	16,216,701	16,499,113
当期変動額		
剰余金の配当	357,703	319,829
当期純利益	640,114	469,017
当期変動額合計	282,411	149,188
当期末残高	16,499,113	16,648,301
株主資本合計		
当期首残高	22,978,776	23,261,188
当期変動額		

剰余金の配当	357,703	319,829
当期純利益	640,114	469,017
当期変動額合計	282,411	149,188
当期末残高	23,261,188	23,410,376
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	129,413	159,879
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	30,466	139,338
当期変動額合計	30,466	139,338
当期末残高	159,879	20,541
評価・換算差額等合計		
当期首残高	129,413	159,879
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	30,466	139,338
当期変動額合計	30,466	139,338
当期末残高	159,879	20,541
純資産合計		
当期首残高	22,849,363	23,101,308
当期変動額		
剰余金の配当	357,703	319,829
当期純利益	640,114	469,017
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	30,466	139,338
当期変動額合計	251,944	288,526
当期末残高	23,101,308	23,389,835

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2．デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

3．固定資産の減価償却方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

（2）無形固定資産

定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

（3）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。

4．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

（3）退職給付引当金（前払年金費用）

従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。）

（5）時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6．ヘッジ会計の方法

(1)ヘッジ会計の方法

時価ヘッジによっております。

(2)ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...株価指数先物取引

ヘッジ対象...有価証券

(3)ヘッジ方針

当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。

(4)ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。

7．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

表示情報の変更

(貸借対照表)

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「前払年金費用」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた206,164千円は、「前払年金費用」196,834千円、「その他」9,330千円として組み替えております。

追加情報

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによる損益に与える影響は、軽微であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)	
1	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額	1	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額
	建物 147,526千円		建物 165,761千円
	工具、器具及び備品 349,763千円		工具、器具及び備品 346,701千円
	リース資産 26,240千円		リース資産 21,452千円
	ソフトウェア 3,885千円		ソフトウェア 670千円
	その他無形固定資産 658千円		その他無形固定資産 712千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,052,070	-	-	1,052,070

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成23年 6月14日の第48回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

- ・普通株式の配当に関する事項

1) 配当金の総額	357,703,800円
2) 1株当たり配当額	340円
3) 基準日	平成23年 3月31日
4) 効力発生日	平成23年 6月15日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年 6月12日の第49回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ・普通株式の配当に関する事項

1) 配当金の総額	319,829,280円
2) 配当の原資	利益剰余金
3) 1株当たり配当額	304円
4) 基準日	平成24年 3月31日
5) 効力発生日	平成24年 6月13日

当事業年度(自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)

1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,052,070	-	-	1,052,070

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年 6月12日の第49回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

- ・普通株式の配当に関する事項

1) 配当金の総額	319,829,280円
2) 1株当たり配当額	304円
3) 基準日	平成24年 3月31日
4) 効力発生日	平成24年 6月13日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年 6月12日の第50回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ・普通株式の配当に関する事項

1) 配当金の総額	233,559,540円
2) 配当の原資	利益剰余金
3) 1株当たり配当額	222円
4) 基準日	平成25年 3月31日
5) 効力発生日	平成25年 6月13日

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務用機器及び車両運搬具であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。短期貸付金、未収入金、長期差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注2）を参照ください。）

前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	17,783,929	17,783,929	-
(2) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	3,788,236	3,788,236	-
(3) 未収委託者報酬	1,597,501	1,597,501	-
(4) 未収運用受託報酬	585,270	585,270	-
(5) 長期差入保証金	519,439	518,758	680
資産計	24,274,376	24,273,695	680
(1) 未払手数料	694,169	694,169	-
負債計	694,169	694,169	-
デリバティブ取引(1) ヘッジ会計が適用されているもの	6,810	6,810	-

(1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,268,024	2,268,024	-
(2) 短期貸付金	16,195,635	16,195,635	-
(3) 未収入金	1,119,715	1,119,715	-
(4) 未収委託者報酬	1,517,926	1,517,926	-
(5) 未収運用受託報酬	709,038	709,038	-
(6) 投資有価証券 其他有価証券	2,641,608	2,641,608	-
(7) 長期差入保証金	514,642	514,559	83
資産計	24,966,590	24,966,507	83
(1) 未払手数料	650,405	650,405	-
負債計	650,405	650,405	-
デリバティブ取引(1) ヘッジ会計が適用されているもの	8,614	8,614	-

(1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（1）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2）短期貸付金、（3）未収入金、（4）未収委託者報酬及び（5）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（6）投資有価証券

これらの時価について、投資信託は公表されている基準価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（7）長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

（1）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 （平成24年3月31日）	当事業年度 （平成25年3月31日）
非上場株式	249,764	66,520

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（6）投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	17,783,234	-	-	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの						
証券投資信託	21,231	-	-	1,036	-	987,734
未収委託者報酬	1,597,501	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	585,270	-	-	-	-	-
長期差入保証金	176	519,223	-	-	-	-
合計	19,987,413	519,223	-	1,036	-	987,734

当事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	2,267,697	-	-	-	-	-
短期貸付金	16,195,635	-	-	-	-	-
未収入金	1,119,715	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	1,517,926	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	709,038	-	-	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの						
証券投資信託	-	-	-	-	15,335	2,130,846
長期差入保証金	514,642	-	-	-	-	-
合計	22,324,656	-	-	-	15,335	2,130,846

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前事業年度(平成24年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	5,948	5,774	173
債券	-	-	-
証券投資信託	88,001	84,017	3,983
小計	93,950	89,792	4,157
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	12,953	14,345	1,391
債券	-	-	-
証券投資信託	3,681,332	3,932,615	251,282
小計	3,694,286	3,946,960	252,673
合計	3,788,236	4,036,753	248,516

当事業年度(平成25年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	216,164	207,889	8,275
小計	216,164	207,889	8,275
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	2,425,444	2,465,635	40,191
小計	2,425,444	2,465,635	40,191
合計	2,641,608	2,673,524	31,915

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	27,915	-	35,755
債券	-	-	-
証券投資信託	-	-	-
合計	27,915	-	35,755

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	161,410	-	21,884
債券	-	-	-
証券投資信託	-	-	-
合計	161,410	-	21,884

3 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額 (千円)	解約・償還損の合計額 (千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	150,608	6,133	15,045
合計	150,608	6,133	15,045

当事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額 (千円)	解約・償還損の合計額 (千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	3,040,519	2,825	279,196
合計	3,040,519	2,825	279,196

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当するものではありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
株式関連

前事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
ヘッジ対象に係る 損益を認識する方 法	株価指数先物取引 売建 買建	投資有価証券	68,110	-	2,520
		投資有価証券	248,320	-	9,330
	合計		316,430	-	6,810

(注) 時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
ヘッジ対象に係る 損益を認識する方 法	株価指数先物取引 売建 買建	投資有価証券	79,849	-	6,951
		投資有価証券	272,890	-	15,565
	合計		352,739	-	8,614

(注) 時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(1) 退職給付債務(千円)	721,405	805,634
(2) 年金資産(千円)	918,239	1,069,061
(3) 退職給付引当金(千円)		
(4) 前払年金費用(千円)	196,834	263,427

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
(1) 勤務費用 (千円)	167,804 (注 1)	165,171 (注 2)
(2) 退職給付費用 (千円)	167,804	165,171

(注 1) 確定拠出型制度の退職給付費用21,152千円を含めております。

(注 2) 確定拠出型制度の退職給付費用21,784千円を含めております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当事業年度 (平成25年 3月31日)
繰延税金資産		
有価証券償却超過額	29,811千円	17,486千円
ソフトウェア償却超過額	79,565千円	63,338千円
賞与引当金損金算入限度超過額	139,876千円	132,198千円
社会保険料損金不算入額	18,674千円	18,577千円
役員退職慰労引当金	58,616千円	67,813千円
未払事業税	11,519千円	6,439千円
その他有価証券評価差額金	88,636千円	11,374千円
その他	61,029千円	40,726千円
繰延税金資産小計	487,731千円	357,956千円
評価性引当額	66,679千円	32,453千円
繰延税金資産合計	421,051千円	325,502千円
繰延税金負債		
前払年金費用	70,151千円	93,885千円
繰延税金負債合計	70,151千円	93,885千円
繰延税金資産の純額	350,899千円	231,617千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年 3月31日)	当事業年度 (平成25年 3月31日)
法定実効税率	40.69%	38.01%
(調整)		
評価性引当額	1.20%	4.86%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.17%	0.27%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.02%	0.02%
住民税等均等割	0.33%	0.54%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.30%	-
その他	0.02%	0.49%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.69%	33.45%

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)及び当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)及び当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000 百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,827,153	未払手数料	295,362
同一の親会社をもつ会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288 百万円	証券業	なし	投資信託の販売	支払手数料	887,547	未払手数料	76,622
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,369 百万円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	10,769,414	未収委託者報酬	1,363,829

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000 百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,580,183	未払手数料	299,089
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,369 百万円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	10,238,105	未収委託者報酬	1,310,737

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額 21,957.95円	1株当たり純資産額 22,232.20円
1株当たり当期純利益金額 608.43円	1株当たり当期純利益金額 445.80円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。
(1株当たり当期純利益の算定上の基礎)	(1株当たり当期純利益の算定上の基礎)
損益計算書上の当期純利益 640,114千円	損益計算書上の当期純利益 469,017千円
普通株式に係る当期純利益 640,114千円	普通株式に係る当期純利益 469,017千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 1,052,070株	普通株式の期中平均株式数 1,052,070株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称		資本金の額	事業の内容
(1) 受託会社	みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。
(2) 販売会社	みずほ証券株式会社	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
(3) 投資顧問会社	レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社	1,000	投資運用業務を営んでいます。

(注) 資本金の額について 平成25年3月末日現在（単位：百万円）

2 【関係業務の概要】

(1) 受託会社

各ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

各ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受け付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

(3) 投資顧問会社

各ファンドにおいて、委託会社から外国投資信託受益証券への運用指図に関する権限の委託を受け、信託財産の運用の指図を行います。

3 【資本関係】(持株比率5.0%以上を記載します。)

平成25年12月19日現在、該当事項はありません。

<参考：再信託受託会社の概要>

名称 : 資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（資産管理サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【その他】

(1) 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。

(2) 有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に添付することがあります。

- (3) 投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。
- (4) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5) 目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (6) 各ファンドは、投資信託評価会社よりファンドの評価を取得し、販売用資料等に使用することがあります。また、販売用資料等において、各ファンドの運用実績を表示することがあります。
- (7) 交付目論見書に以下の内容を記載することがあります。
- ・ 委託会社の金融商品取引業者登録番号は「金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第398号」であること。
 - ・ 投資信託説明書（交付目論見書）の使用開始日。
 - ・ ご購入の際には投資信託説明書（交付目論見書）を十分お読みいただきたい旨。
 - ・ ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨。
 - ・ ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社のホームページにおいて閲覧することができる旨。約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に掲載されている旨。
 - ・ ファンドにおいて投資家が支払うべき対価（手数料等）の概要として、有価証券届出書第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」4「手数料等及び税金」を要約した内容、およびその他の費用ならびに手数料等の金額・合計額（それらの上限額を含む。）またはそれらの計算方法については、あらかじめ表示できない旨およびその理由。

独立監査人の監査報告書

平成25年10月25日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市瀬 俊司 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国ハイイールド債券ファンド 円コースの平成25年3月20日から平成25年9月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新興国ハイイールド債券ファンド 円コースの平成25年9月19日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[ファンドの監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年10月25日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市瀬 俊司 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国ハイイールド債券ファンド 豪ドルコースの平成25年3月20日から平成25年9月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新興国ハイイールド債券ファンド 豪ドルコースの平成25年9月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[ファンドの監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年10月25日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市瀬 俊司 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている新興国ハイイールド債券ファンド 新興国資源通貨コースの平成25年3月20日から平成25年9月19日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、新興国ハイイールド債券ファンド 新興国資源通貨コースの平成25年9月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2 . 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年6月12日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	江見	睦生	印
業務執行社員				
指定有限責任社員	公認会計士	福村	寛	印
業務執行社員				

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第50期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。